

# 山陰海岸国立公園管理運営計画書

令和4年3月25日

近畿地方環境事務所



# 目次

第1章 管理運営計画作成の経緯 .....	- 1 -
第2章 山陰海岸国立公園の概要 .....	- 2 -
1 国立公園の指定の変遷 .....	- 2 -
2 国立公園の特色 .....	- 2 -
(1) 地形、地質 .....	- 2 -
(2) 植生・野生生物 .....	- 3 -
(3) 自然現象 .....	- 3 -
(4) 文化景観 .....	- 3 -
(5) 利用の現況 .....	- 4 -
3 地域区分 .....	- 4 -
第3章 山陰海岸国立公園のあるべき姿（ビジョン） .....	- 5 -
1 山陰海岸国立公園のあるべき姿の位置付け .....	- 5 -
2 山陰海岸国立公園の課題 .....	- 5 -
3 山陰海岸国立公園ビジョン .....	- 6 -
第4章 管理運営の基本方針 .....	- 7 -
1 自然環境・景観の保全について .....	- 7 -
2 質の高いサービスの提供について .....	- 7 -
3 利用環境の整備について .....	- 7 -
4 美しい自然環境の維持について .....	- 8 -
5 関係者との連携について .....	- 8 -
第5章 山陰海岸国立公園地域毎の管理運営方針 .....	- 9 -
1 丹後砂丘とその周辺地域 .....	- 13 -
2 兜山及び久美浜湾とその周辺地域 .....	- 16 -
3 但馬海岸地域 .....	- 18 -
4 円山川、玄武洞及びその周辺地域 .....	- 21 -
5 但馬御火浦及び浜坂地域 .....	- 24 -
6 浦富海岸地域 .....	- 26 -
7 鳥取砂丘とその周辺地域 .....	- 29 -
第6章 行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項 .....	- 33 -
1 許可、届出等取扱方針 .....	- 33 -
(1) 特別地域及び海域公園地区 .....	- 33 -
(2) 普通地域 .....	- 39 -
2 公園事業取扱方針 .....	- 40 -
3 許認可事務に関する事項 .....	- 49 -
第7章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項 .....	- 50 -
参考資料 .....	- 51 -



## 第1章 管理運営計画作成の経緯

現在の山陰海岸国立公園は、昭和30年6月20日に山陰海岸国定公園として指定され、昭和38年7月15日に山陰海岸国立公園に昇格指定された。また、昭和46年1月22日には海中公園地区（現海域公園地区）の指定がなされた。

本公園は、京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市、香美町、新温泉町）、鳥取県（鳥取市、岩美町）の3府県3市3町にまたがり、東西約75km、陸域面積は8,783ha、海域公園地区は平成26年に大幅に拡張され47,972haとなっている。

本管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的としている。

現行の管理計画は平成22年の計画策定後11年が経過し、この間、平成26年には管理計画の作成要領が改正され、管理運営計画として地域関係者と共に国立公園の保護と利用の推進すべき方向性（ビジョン）を検討し、新たな記載項目を含んで、管理運営計画を策定することとなった。また、前述のとおり、平成26年には海域の保護保全の強化を目的として海域公園地区が大幅に拡張されたため、現行管理計画の対象区域と公園計画区域に齟齬が生じていることから改定を行うこととした。

そのため、改定にあたっては、新しい作成要領に則り、これまでの管理計画には記載のなかったビジョン、地域毎の管理運営方針、関係者の連携体制等に関する事項などについて、関係者と共に検討し、新たに記載することを重点的に行った。同時に、行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項の内容の一部について、許認可業務の適切な遂行のため基準を再検討・明確化した。

## 第2章 山陰海岸国立公園の概要

### 1 国立公園の指定の変遷

年月日	経緯概要
昭和30年6月20日	山陰海岸国定公園の指定
昭和38年7月15日	山陰海岸国立公園の指定
昭和46年1月22日	豊岡、竹野、浜坂、浦富海岸で海中公園地区の指定
平成 2年4月 6日	公園区域及び公園計画の全体的な見直し（再検討）
	五色浜で海中公園地区の指定
平成 2年12月 1日	鳥取砂丘で車馬等の乗り入れ規制区域の指定
平成 5年 1月20日	丹後砂丘で車馬等の乗り入れ規制区域の指定
平成 8年12月25日	公園区域の変更（第1次点検）
平成18年12月26日	公園区域の変更（第2次点検）
平成26年 3月31日	海域の公園区域（普通地域）の拡張、東部・中部・西部で海域公園区域の指定（第3次点検）

### 2 国立公園の特色

#### (1) 地形、地質

本公園の景観の中心となるのは、東は京都府京丹後市の丹後半島基部の網野海岸から鳥取県鳥取市の鳥取砂丘まで東西約75kmに及ぶ海岸線である。その海岸線の大部分は、中国山地が直接海に接し、海岸線が複雑に入り組んだりアス海岸（沈水海岸）となっている。日本海の荒波と季節風による浸食・風化により海食崖、海食洞、岩礁等が著しく多く、特に海から眺望すると釜ノ袖に代表される海食崖や、釣鐘洞門・孔雀洞門等の海食洞を見ることができる。

一方、鳥取砂丘や、久美浜湾をふさぐ砂州である小天橋等の砂浜地形は、海食地形とは対照的に穏やかな海岸景観となっている。

地質は、新生代新第三紀における日本海拡大の断裂に伴って噴出した玄武岩・安山岩・流紋岩等の火山岩（節理の発達したものが各所に見られる）や火山砕屑岩と、礫岩・砂岩・泥岩等の砕屑岩を主とし、その基盤として中生代白亜紀末～新生代古第三紀前期の花崗岩も見られる。このような岩石が作り出す地層の重なり、不整合、岩脈、節理などの多様な産状や地質構造が観察され、またその特異な地形が随所で見られる。

また、活断層の付近には温泉が溜まるため、城崎温泉をはじめとして、岩井温泉や浜坂温泉等多くの温泉が本公園内及びその周辺に湧出している。

本公園は日本海形成時から現代に至るまでの地質・地形的資源等の分布が特徴であるため、平成22年に「山陰海岸ジオパーク」として世界ジオパークへの加盟が認定され、山陰海岸の地質学的な重要性が世界的にも認められている。

## (2) 植生・野生生物

植生は、当該地域が古くから人間の生活の場として利用されてきたため、大部分が二次林であり、スダジイ、タブ、カシ類、ヤブニッケイ、ヤブツバキ等により構成される原生的な林を維持しているのは、絹巻神社にみられる社叢林や猫崎半島など一部に限られている。また、断崖、岩礁に生育するクロマツ等の植生や、鳥取砂丘などに見られるコウボウムギ、ハマニガナ、ハマグルマ、ハマゴウ、ハイネズ等の砂丘植物は、本公園の海岸景観を特徴づけるものとして重要である。

動物は、ニホンジカ、イノシシ等の大型哺乳類をはじめ、キツネ、タヌキ、トウホクノウサギ等の中型哺乳類のほか、多くの動物の生息が確認されている。その中でも特に公園内の特殊な環境に生息するものとして、洞窟を中心に生息するキクガシラコウモリ、断崖を中心に生活するハヤブサ、砂丘に生息するイソコモリグモ、カワラハンミョウ等の動物相が特徴的である。

猫崎半島は渡り鳥の重要な中継地となっており、渡りの季節には多数の渡り鳥を見ることができるとともに、留鳥のウミウ、ウミネコも生息している。また、円山川流域は、一度はこの地で絶滅したコウノトリの人工飼育及び野生復帰の場となっている。

海域においては、対馬暖流の影響を受け、沿岸部には、南方系の魚類や軟体動物が比較的多く見られる。また、海岸付近では藻場が発達し、海中生物の産卵場所や隠れ家としての役割を果たしている。

## (3) 自然現象

岩石海岸では、猫崎等の溶結凝灰岩の柱状節理や鎧ノ袖等の粗面岩質流紋岩の節理、玄武洞等の玄武岩の柱状や板状の節理等火山活動に起因するもの、岩石の亀裂部分や岩脈部分・節理面等に海食作用を受けて出来たさまざまな洞門、洞窟等が見られる。

砂丘海岸では、強風による砂の移動に起因する砂丘のスリバチ、5～6m/秒の風が吹くと現れる風紋、斜面に積もった砂が崩れ落ちてできる砂簾等多数の特異な自然現象が観察される。

## (4) 文化景観

各地の湾奥部に見られる焼杉板壁と瓦屋根からなる漁村集落と、その背後の急崖地がつくり出す日本海沿岸独特の景観、柳の揺れる情緒豊かな風景を有し、志賀直哉をはじめとした数々の文豪が訪れたことで知られる城崎温泉、鳥取砂丘周辺部の産業として盛んなラッキョウやナシ、ブドウ、メロン等の果樹園は、当公園の特徴的な文化景観である。

### (5) 利用の現況

本公園の主な利用形態は海水浴や温泉、キャンプ、釣り等である。自然公園等利用者数調（環境省自然環境局）によれば、平成 29 年の年間利用者数は 635 万人となっており、大阪、京都、神戸等の阪神圏からの利用者が多い。

本公園の特徴である地形・地質景観を楽しむ手段として、散策、ドライブ等がある他、日本海の海況が穏やかになる夏期を中心に浜坂及び浦富から発着している遊覧船や、近年では、自然体験型のアクティビティとして、カヌーやスノーケル、パラグライダー等の利用が注目されているほか、山陰海岸ジオパークトレイルが整備され、歩く旅を楽しむ旅行者が増えている。

また、城崎をはじめとする各温泉場では、温泉に加え、冬期のズワイガニのほか、鮮魚の味わいも魅力のひとつとなっており、年間を通じての利用がある。

## 3 地域区分

景観特性、行政区域及び管理体制から、本公園を地方環境事務所組織細則等に基づき、以下の事務分掌により管理を行っている。

地域名	関係行政 (府県)	関係行政 (市町)	所掌		
			事務統括	担当	
山陰海岸 国立公園 全域	京都府	京丹後市	首席自然保護官 (竹野)	竹野自然保護官	
		豊岡市			
		香美町			
	兵庫県	新温泉町		浦富自然保護官	
		鳥取県			鳥取市
		岩美町			

## 第3章 山陰海岸国立公園のあるべき姿（ビジョン）

### 1 山陰海岸国立公園のあるべき姿の位置付け

山陰海岸国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るためには、地域の管理運営に関わる多様な関係者が共同して取り組みを進める必要がある。このことから、山陰海岸国立公園の管理運営にあたっては、関係者の共通認識に基づく「山陰海岸国立公園ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を掲げ、ビジョン達成のために必要な取り組みを地域一体となって推進することを基本的な考え方とする。

### 2 山陰海岸国立公園の課題

ビジョン作成にあたり、山陰海岸国立公園が現在抱える課題について記載する。課題の整理にあたっては、山陰海岸国立公園の保護又は利用に関係する団体（観光協会、自治会、NPO、地域活動団体等）にヒアリングを実施し、課題解決のための共通認識を整理した。

#### ①広域であるため施策の連携が難しい

3府県6市町それぞれの地域の特性に応じた様々な施策が実施されている一方で、広域的な連携施策は十分とはいえない。

#### ②上質な滞在型・体験型観光の提供

地域の魅力である「地形・地質」「景観」「生物・生態系」を活かした滞在型、体験型の観光を目指す動きがみられるが、来訪者の満足度向上のために、持続的に質の高いサービスを提供する必要がある。

#### ③利用者のニーズと地域の思いのギャップ

利用者が国立公園に求めるニーズと地域の受入れ側の認識が一致していないケースがある。

#### ④地域の状況における様々な課題

山陰海岸の魅力を維持するために取り組むべき方策として利用マナー啓発、海岸漂着ゴミ、外来種対策、情報発信、人材育成等、地域の状況に応じた様々な課題が洗い出された。

#### 【山陰海岸国立公園の今後に向けた共通認識】

たくさんの迫力ある美しい海岸地形を觀賞するだけでなく、一部で取り組みの始まった感動的な体験型・滞在型観光をより一層広域的に推進するために地域の関係者のさらなる連携・協働が必要であると考えます。

### 3 山陰海岸国立公園ビジョン

以上を踏まえ、山陰海岸国立公園ビジョンは以下のとおりとする。

- **山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。**

砂丘のような広大な景観、海食崖のような豪壮な景観、洞門や節理等のような特異な地形地質、海岸性の自然環境に適応した独自の生態系、日本海特有の漁村風景等の資源は山陰海岸ジオパークの核でもあり、これら資源を国内外から訪れる人々の様々なニーズに合わせて価値を高め、守り継ぐことで山陰海岸固有の魅力に応じた利活用を図り、感動と癒しを持続的に届けられる状態を目指す。

- **訪れる人が国立公園の中で自然とひとつになるような時間を過ごし、楽しみ、学ぶことができる体験と快適な利用環境を提供します。**

これまでの山陰海岸国立公園の利用は自然観賞等に限定されていたが、近年はシーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケル等の海上、海中からの体験利用、山陰海岸ジオパークトレイルの利用やジオガイドによるツアー等の様々な取り組みが行われている。これらの様々な利用の展開により、訪れる人の興味や関心にきめ細やかに応じた質の高いサービスを、四季を通じて持続的に提供できる状態を目指す。

- **多様な関係者が広域的に連携・協働していくことで、人材と地域の誇りを育て、国立公園の魅力と地域の文化を訪れる人に発信します。**

東西約 75km にわたる山陰海岸国立公園は、ユネスコ世界ジオパークをはじめとする多種多様な自然資源、文化資源が点在していることから、連携・協働に取り組み、近隣の様々な魅力と人をつなげ、地域の人たちがふるさとの価値を認識し、その魅力を伝える人材を育て、訪れる人たちに発信していける状態を目指す。

## 第4章 管理運営の基本方針

ビジョンを実現していくための山陰海岸国立公園全体の基本方針について以下に示す。

### 1 自然環境・景観の保全について

- ・ 海岸景観を形作る地形・地質資源については、山陰海岸ジオパークとも連携し、資源の保全及び魅力の発信に努める。
- ・ 山陰海岸の自然環境に適応した独自の生態系を保全するため、希少野生動植物の分布状況について関係者と情報共有し、連携した保護保全活動を実施する。また、外来植物やニホンジカ等の侵入等による希少植物をはじめとする在来植物への影響に注視し、必要に応じて適切な保全対策を関係者と連携して行う。
- ・ 海岸景観については、海の利用を想定した眺望の保全にも配慮する。また、海岸侵食や浜崖の拡大等の課題や知見を関係者と共有するとともに、対策にあたっては、自然景観と調和したものとなるよう配慮する。
- ・ 海中景観を厳正に保護していくため、海中景観の現況把握及びモニタリング手法の開発とその実施について検討する。

### 2 質の高いサービスの提供について

- ・ シーカヤックやスタンドアップパドルボード(SUP)、スノーケル等の海上・海中の利用や、トレッキングや散策等の歩く利用、ジオガイドによるツアー等の様々な自然体験の機会を創出し、当公園の魅力の再発見及びより深い自然とのふれあいや自然環境の学びを通じ、利用者の来訪や再訪を促す。
- ・ ビジターセンターや各ジオパーク拠点施設において、景観、地形・地質、動植物等の当公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するとともに、受入れ側が知識や経験を共有し、各種自然体験サービス全体の質の向上を目指す。
- ・ 外国人利用者の受入れ体制の充実を図るため、多言語による情報提供や発信、ガイドの育成等に努める。
- ・ 一地域の自然資源のみならず、伝統的な生活文化、街並み景観、温泉、食文化等の多様な資源を組み合わせる等により、広域的な体験型・滞在型観光を推進していく。

### 3 利用環境の整備について

- ・ 利用者が安全かつ快適に利用できるように必要な施設を整備、維持管理し利用環境の向上に努める。
- ・ 利用者が、自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、知識を深めることができる

ように案内板、解説板等の標識整備の充実を図る。また、標識整備にあたっては、可能な限り外国人利用者にもわかりやすい多言語表記を行う。

- ・好展望地については、多くの人に訪れてもらえるよう誘導案内を行うとともに、維持管理体制の構築と適切な管理により良好な眺望を確保し、眺望利用を推進する。
- ・著しく老朽化もしくは損壊した施設については、撤去・改修等の対応を関係機関等と検討し、風致景観の維持に努める。また、利用上危険な箇所については、注意標識や安全施設を設ける等、安全確保を図る。

#### 4 美しい自然環境の維持について

- ・美しい自然環境を維持するため、現在行われている各種清掃活動を今後も継続する。特に海岸漂着ごみについては、関係流域や隣接地域の関係者間で情報共有を図り、連携した活動の実施を検討する等、事業の効率化と充実を図る。
- ・自然災害によるごみの大量発生等、突発的な事案については、関係者が連携して対応する。
- ・指定場所以外でのキャンプの禁止やごみの投棄の禁止について周知徹底する。また、バーベキュー等によるごみの散乱、燃え殻等による砂浜の汚染を防ぐとともに、山火事の防止、野生動植物保護等の観点から、指定場所以外での焚き火の禁止やごみの持ち帰りをはじめ、適切な利用マナーを利用者に周知、啓発する等、適切な指導を行う。

#### 5 関係者との連携について

- ・当公園を内包する山陰海岸ジオパークとは、ビジョンを共有し、当公園及びジオパークに関わる多くの者の多様な視点、知見、経験を活かして、各種課題に連携して取り組み、ビジョンの実現を目指す。
- ・ビジターセンターや各ジオパーク拠点施設を中心に、ジオガイドをはじめとする地元ガイド団体や小中学校、高等学校等と連携し、地域の子どもたちや住民等を対象に環境教育・環境学習を進め、山陰海岸の魅力を地域内外に伝えることができる人材の育成に努める。また、関係機関が日常的に情報共有し、山陰海岸国立公園に関する適正な情報発信を積極的に行う。
- ・本公園の現状や各種取り組み状況の共有、その他公園の管理運営に必要な事項について連絡調整を行うため、関係府県及び関係市町で構成する山陰海岸国立公園連絡協議会を毎年1回以上開催する。

## 第5章 山陰海岸国立公園地域毎の管理運営方針

ビジョン達成のために策定した管理運営の基本方針（「自然環境・景観の保全」、「質の高いサービスの提供」、「利用環境の整備」、「自然環境の美化」、「関係者間の連携」）を受けて、具体的に地域で取り組むべき方針を地域毎に定めた。

地域は、主要な資源のまとまりとして7つ（「丹後砂丘とその周辺地域」、「兜山及び久美浜湾とその周辺地域」、「但馬海岸地域」、「円山川・玄武洞及びその周辺地域」、「但馬御火浦及び浜坂地域」、「浦富海岸地域」、「鳥取砂丘とその周辺地域」）に区分し、地域毎に風致景観及び自然環境の保全に関する方針と適正な公園利用に関する方針をそれぞれ表にして整理した。







## 1 丹後砂丘とその周辺地域

延長約 8km に及ぶ海岸線を有する当地域は、丹後砂丘を中心とした砂丘地と、波の浸食による海食台地を有する岩石海岸からなる対照的な景観が特徴である。砂丘地にはトウテイラン、ユウスゲ等の希少な海浜植物が生育する。

長大な砂浜は、海水浴場として利用されているほか、日本海の優れた海岸景観や豊かな海浜植物を楽しむために、多くの観光客が訪れ、散策や自然観察等、多様な利用がされている。

これらの利用をより一層促進するため、海岸景観の保全が必要である。そのため、海岸漂着ごみの問題については、関係者が連携して必要な対策を検討、実施していくほか、丹後砂丘在来の希少な海浜植物の生育環境の保全や美しい砂浜が連続する景観の維持に努める。

- 海岸を散策しながら眺める長大な砂丘、砂浜及び海からなる雄大な景観



- 透明度の高い海と海食台地が織りなす彩り豊かな海岸景観



- 海岸を散策しながら楽しめる色とりどりの花を咲かせる海浜植物群落



資源名	概要・管理運営方針
丹後砂丘 (第1種特別地域、乗り入れ規制区域)	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 久美浜湾の北部に位置する砂嘴<small>きし</small>と久美浜湾口から木津川河口に至る約 8km に及ぶ連続した砂浜で、長大な砂浜と日本海が織りなす優れた景観が特徴である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場として利用されているほか、箱石湊宮線道路（歩道）を活用して砂地に生育するトウテイラン、ユウスゲ、ハマベノギク等の学術的価値の高い海浜植物群落を観察することができるため、散策にも利用されている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散策や自然観察等による利用を一層促進するため、歩道の維持管理体制を充実するとともに、歩道を活用したイベントの実施を検討する。</li> <li>・開発行為にあたっては、砂浜の連続性が人工物により遮断されないよう配慮する。</li> <li>・車馬乗入れ規制区域においては、海浜植物の損傷や自然海浜にタイヤ痕が残ること等を防ぐために、オフロード車、バイク等の車両の乗入れ規制を徹底する。必要に応じて、関係者が連携し、車両侵入防止柵や標識等を設置するとともに、パトロールを実施し、車両の乗入れ防止について周知を図るとともに、必要な指導を行う。</li> <li>・ニホンジカや外来植物の侵入による海浜植物への影響が懸念されていることから、適宜モニタリングを実施し状況を把握するとともに、関係者間で情報を共有し、必要な対策を検討し、実施していく。</li> </ul>
<p>浜詰・夕日ヶ浦海岸 （第2種特別地域）</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜詰・夕日ヶ浦海岸は、1kmを超える海浜砂地であり、日本海に沈む夕日との美しいコントラストが特徴である。また、海岸に沿って、近畿自然歩道線道路（歩道）が整備されている。</li> <li>・砂浜は海水浴場として利用されているほか、周辺の網野塩江海岸線道路（車道）や近畿自然歩道線道路（歩道）とともに、夕日が海に沈む景観を觀賞できるスポットとなっている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。</li> </ul>
<p>本地域の海水浴場※ （第1種特別地域、第2種特別地域）</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約6kmの広々とした砂浜海岸を活かし、4つの海水浴場（小天橋、葛野浜、箱石浜、浜詰）が開設され、多くの利用者が訪れている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸景観を保全するとともに、快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。</li> <li>・海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な利用環境を維持するために、イベントやアクティビティによる砂浜の利用にあたっては、他の利用者の安全や動植物に影響を与えないよう、実施者と調整を図る。</li> </ul>
<p>五色浜 (第1種特別地域、海域公園地区)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丹後砂丘の東側に位置し、標高約110~150mの山稜が海に迫り、流紋岩の節理がよく発達した海食崖や波蝕棚、ポットホール等の多様な侵食地形が特徴的な岩石海岸で、五色に彩られた磯が見られる独特な景観を有する。海域公園地区に接しており、沖合まで続く比較的遠浅な岩礁が育む豊かな生物相が観察できるため、磯観察やスノーケル等のアクティビティが盛んである。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者による海域公園地区内の指定動植物等の違法捕獲・採取やごみの投棄等が見られることから、注意看板等の設置や呼びかけにより、禁止事項の周知徹底や利用マナーの向上を図る。</li> </ul>

※「本地域の海水浴場」とは管理された海水浴場のみではなく、海水浴として利用が見られる周辺地域も含む。

## 2 兜山及び久美浜湾とその周辺地域

当地域は、砂州により日本海から隔てられた穏やかな内湾である久美浜湾と、その東側にある標高 191.7m の鐘状の山容をなす兜山からなり、久美浜湾沿いから望む兜山や兜山の山頂から望む久美浜湾、その周辺地域の広がりのある雄大な景観が特徴である。

これらの自然景観を楽しむため、兜山には歩道が整備されているほか、山頂には展望地、山麓にはキャンプ場が整備され、散策やキャンプ等に利用されている。

これらの利用をより一層促進し、安全かつ快適な利用環境となるよう老朽化した施設等の改修及び整備を進めると同時に、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。

### ●久美浜湾沿いから望む兜山を背景とした広がりのある景観



### ●展望地から望む久美浜湾とその周辺の田園地帯からなる雄大な景観



資源名	概要・管理運営方針
兜山 (第2種特別地域)	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久美浜湾の東岸地域に位置する標高 191.7mの流紋岩の溶岩でできた鐘状の秀麗な山で、山頂からは久美浜湾及びその周辺地域の雄大な景観を一望できる。</li> <li>・兜山園地や兜山野営場、兜山周廻線道路(車道)、兜山線道路(歩道)、近畿自然歩道線道路(歩道)が整備され、散策やキャンプ等の利用がされている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全かつ快適な利用環境を提供するために、展望地や歩道、キャンプ場等のうち、老朽化した施設については適宜改修する。</li> <li>・良好な眺望を維持するため、展望地周辺では必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。</li> <li>・自然景観を活用したイベント等の実施にあたっては、他の利用者の利用</li> </ul>

	<p>を妨げないよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用をより一層促進するため、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。</li> </ul>
<p>久美浜湾 (第2種特別地域、普通地域)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂州の形成により日本海と隔てられた湾周 28 kmの内湾であり、兜山園地や兜山野営場、久美浜周回線道路(車道)等からの眺望対象として重要な地域である。また、広々とした穏やかな海上環境を活用して、遊覧船やカヌー等の利用がされている。</li> <li>・周辺の豊かな森から河川によって豊富な栄養分が運ばれる汽水性の潟湖であることから、カキの養殖が行われており、食生活(文化)、漁業、観光等と密接に関係している。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望対象としての資質を維持するため、開発行為にあたっては展望地から湾方向への眺望を阻害しないよう配慮する。</li> <li>・今後も水質を適正に保つため、市民と利用者がともに環境美化に取り組むよう保全意識の醸成を図る。</li> <li>・利用をより一層促進するため、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。</li> </ul>

### 3 但馬海岸地域

当地域は、山稜が直接海に落ち込んだ沈降海岸であるため、断崖絶壁に洞門や海蝕崖を多く有する変化に富んだ海岸地形が特徴である。

この景観を楽しむため、動力船による海上からの遊覧や海岸沿いの車道や歩道には各所に展望地が整備され、展望利用がされている。また、海水浴や磯観察、シーカヤック、スノーケル等のアクティビティも盛んである。

これらの利用をより一層促進するためには、美しい海岸景観及び海中景観の保全が重要であることから、開発行為にあたっては利用拠点や利用が活発な海域からの見え方に配慮するとともに、海浜での火気使用やごみの投棄等がないよう適正な利用の推進に向けたマナーの啓発に努める。

●陸上や海上から望む豪壮な海岸景観

●海中から間近に観察できる複雑な海岸・海中地形とそこに生息・生育する動植物



資源名	概要・管理運営方針
竹野海岸 （特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、海域公園地区）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猫崎半島を中心に、東部には竹野浜、西部には急峻な海食崖が連続する等、多様な海岸地形が凝縮して見られる。特に大浦湾の地先は、複雑な海底地形からなる海中景観や豊かな藻場、魚類の多様性から、海域公園地区に指定されている。</li> <li>・シーカヤックや動力船等を使用し、変化に富んだ海岸景観の眺望を楽しむ等、生物相が豊かな海中景観を観察するスノーケルやダイビングによるアクティビティが盛んである。</li> <li>・猫崎半島には、対馬海流の影響を受けて亜寒帯性から亜熱帯性の植生が生育しており、変化に富んだ自然環境が見られ、近畿自然歩道線道路（歩</li> </ul>

	<p>道)を活用した散策やハイキングによる利用がされている。</p> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上及び海中の利用をより一層促進するために、竹野スノーケルセンターを拠点に、関係者が連携した自然を活用したイベント等を実施する。また、生物相豊かな海中景観を厳正に保全するため、海中景観の変化についてのモニタリング手法の確立を図るほか、違法捕獲の防止等、利用マナーの啓発と周知徹底に努める。</li> <li>・良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。</li> </ul>
香住海岸 (第2種特別地域)	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・但馬海岸地域のほぼ中心部に位置する香住海岸は、東部には臼ヶ浦島や白石島等の島々、西部には鎧の袖、鷹の巣島、孔雀洞門等、海食崖や海蝕洞、奇岩が連なる海岸地形が特徴である。</li> <li>・シーカヤックや動力船等を使用し、変化に富んだ海岸景観の眺望が楽しまれている。</li> <li>・今子浦は、海岸に千畳敷と呼ばれる波食棚が広がり、海岸の後背地にはスギ、クロマツを中心とした良好な林が見られる。香住海岸の利用の拠点となっており、大引の鼻展望台や近畿自然歩道線道路(歩道)、今子浦野営場が整備され、散策や自然観察、キャンプ等の利用がされている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。</li> <li>・開発行為にあたっては、海側から陸側を望んだ際に工作物の色彩や規模等が海岸景観を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
日和山海岸 (第1種特別地域、第2種特別地域)	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日和山海岸は日和山の断崖に位置する奇岩が入り組むリアス海岸で、景勝地として景観観賞に利用されている。また、日和山水族館が整備されており、多くの利用者が訪れている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日和山水族館においては、利用者が当該地域の自然や自然環境の保全の重要性を理解し、知識を深めるとともに、より一層の利用促進につながる整備に努める。</li> </ul>
本地域の海水浴場 (第2種特別地域)	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長約800mにわたり美しい白砂の砂浜が広がる遠浅の竹野浜海水浴場や、千畳敷と呼ばれる波食棚が広がり、白砂の砂浜が隣り合う特徴的な地形が見られる今子浦海水浴場等、多様な海水浴場があり、夏季を中心</li> </ul>

	<p>に多くの利用者が訪れている。</p> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。</li><li>・海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。</li></ul>
--	---

※「本地域の海水浴場」とは管理された海水浴場のみではなく、海水浴として利用が見られる周辺地域も含む。

## 4 円山川、玄武洞及びその周辺地域

当地域は、緩やかな流れの円山川沿いに、玄武岩の美しい柱状節理が見られる玄武洞、情緒豊かな街並みの城崎温泉等が位置し、周辺の田園地帯や周囲の山々と相まった美しい景観が特徴である。また、円山川とその周辺の水田がコウノトリの重要な餌場・繁殖地としてラムサール条約湿地として登録されており、豊かな自然環境も有している。

玄武洞及び円山川のコウノトリ観察拠点では、展望地や歩道が整備されているほか、ガイドによる案内の体制が整備され、解説を伴った観光利用が盛んである。また、城崎温泉は、宿泊施設や外湯・足湯等の休憩所が充実しており、城崎温泉街の散策や温泉利用、周辺の観光地への拠点として多くの利用者が訪れている。

これらの景観や利用環境を維持するために、開発行為にあたっては利用拠点からの工作物の見え方等に配慮するとともに、コウノトリをはじめとする野生動植物の生息環境を保全するために里地里山を含めた自然環境の維持に努める。

- 展望地から見渡せる円山川、その周辺の田園地帯、周囲の山々からなるのどかな景観



- 玄武岩の美しい柱状節理を間近に観察できる玄武洞の迫力ある景観



- コウノトリを見ることが出来る環境



- 利用者が浴衣姿でそぞろ歩く城崎温泉街の落ち着いた景観



資源名	概要・管理運営方針
円山川とその 周辺 （第 2 種特別 地域、第 3 種特 別地域、普通地 域）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来日岳や玄武洞等の展望地からは、満々と水をたたえた円山川の緩やかな流れと広がりのある川面に周囲の山々が映り込んだ水郷的な風景を楽しむことができる。</li> <li>・ 円山川下流域はラムサール条約湿地に登録され、コウノトリの餌場・繁殖地として重要な地域である。当地域ではその環境を活かした環境教育・環境学習やエコツーリズムが盛んに行われている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の田園地帯と調和した円山川の景観を保全するため、開発行為にあたっては、周囲から望んだ際に工作物の色彩や規模等が景観を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
玄武洞 （第 2 種特別 地域）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄武岩溶岩が冷えて固まる時に収縮してできた柱状節理が見られ、玄武洞を中心に、南に青龍洞、北に南朱雀洞・北朱雀洞・白虎洞が位置している。地磁気逆転の発見地であり、地質学的にも貴重な場所である。また、玄武洞園地の展望地からは円山川とその周辺の田園地帯を望むこともでき、迫力ある柱状節理とその周辺の美しい自然環境を觀賞するため、多くの利用者が訪れている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な地形・地質の保護を図るとともに、当該洞の展望地での眺望確保のため通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を適切に行うほか、地形・地質の学習の拠点としてふさわしい利用環境を提供するため、公園事業施設のきめ細やかな維持管理及び必要な施設の整備を行う。</li> <li>・ 開発行為にあたっては、展望地から円山川とその周辺地域を望んだ際に、工作物の色彩や規模等が景観を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
来日岳 （第 3 種特別 地域）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来日岳は城崎温泉の南西にそびえる、本公園内の最高峰（標高 567m）で、山頂からの視界は 360 度に関け、眼下には円山川とその沖積平野に広がる田園風景が、中景には日本海、遠景には丹後、但馬の山並みが一望できる。特に晩秋の早朝には雲海が広がる景観を求め、多くの利用者が訪れている。</li> <li>・ 来日岳園地や来日岳登山線道路（歩道）が整備され、散策や自然観察等の利用がされている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・良好な眺望を維持するために、山頂や歩道の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。</li></ul>
--	--

## 5 但馬御火浦及び浜坂地域

当地域は、但馬御火浦を中心とした、迫力ある岩脈の連なりと数多くの海食洞門、洞窟等の波食地形が特徴的な海岸地形を有しており、国立公園計画書にある当公園のテーマである「海岸地形の博物館」を代表する多様な資源が集中した原生的な海岸景観が特徴である。そのダイナミックな海岸景観を陸側から眺望できる展望地は少なく、浜坂地区や三尾地区を拠点とした遊覧船による利用がされている。西側の浜坂地域の居組、浜坂、諸寄等には、瓦屋根と焼杉板張り壁の伝統的な建物からなる漁村集落や海水浴場として利用されている砂浜が点在するほか、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点や魚、カニ等の豊かな海の幸を楽しむことができる店舗があり、周辺の観光拠点となっている。

これらの利用をより一層促進するためには、シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）等の海上の移動手段の多様化を進めると同時に、その発着地となりうる浜坂地区、田井地区、三尾地区等において、利用情報の発信に努める。

### ●陸上や海上から望む豪壮な海岸景観



### ●海上から間近に見られる多様な海岸地形



資源名	概要・管理運営方針
御火浦一帯 （特別保護地区）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基岩である凝灰角礫岩を貫く多くの岩脈があり、その岩脈の壁面に沿って海食が進んでできた多様な洞門、洞窟が見られる。鋸岬、朝日洞門、釣鐘洞門、三尾大島、竜宮洞門、クジャク岩、鬼門崎等、見どころが点在しており、遊覧船からの眺望を楽しむ利用がされている。陸側から海側を眺望できる場所は少ない。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海からの利用の際の眺望対象として重要な資源であるが、利用手段が遊覧船に限られるため、シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）等の海上の移動手段の多様化に対応していくとともに、その発</li> </ul>

	<p>着地となりうる浜坂地区、田井地区、三尾地区等においては適切な利用情報を発信し、一層の利用促進に努める。</p>
<p>田井ノ浜 (特別保護地区、海域公園地区)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田井ノ浜は、主に花崗岩からなる玉石海岸で藻類が発達し、沖合は海域公園地区に指定されている。生物相が豊かな海中景観を有していることから、自然観察やスノーケル等の利用に適している。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用をより一層促進するため、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点を活用し、アクセスやトイレ等の利用環境や自然観察等に必要な情報の提供や自然観察会の開催等を通じて魅力の発信に努める。</li> </ul>
<p>矢城ヶ鼻 (特別保護地区、第2種特別地域)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岬の先端北面の断崖は、高さ180mにおよぶ当公園区域内でも最大級の断崖である。岬まで近畿自然歩道線道路(歩道)を通行でき、城山園地からは、北前船停泊港である諸寄港等を一望できる。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用をより一層促進するため、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点を活用し、情報提供や自然観察会の開催等を通じて魅力の発信に努める。</li> <li>・良好な眺望を維持するために、展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行うとともに、崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。</li> </ul>
<p>本地域の海水浴場 (第2種特別地域ほか)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居組、浜坂、諸寄、塩谷等には、砂浜を活用して海水浴場が開設され、浜坂には浜坂県民サンビーチや近くの松林の中には浜坂キャンプ場が整備されており、特に夏期の利用が盛んである。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。特に浜坂地区は白砂青松の海岸景観を保全する。</li> <li>・海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。</li> </ul>

※「本地域の海水浴場」とは管理された海水浴場のみではなく、海水浴として利用が見られる周辺地域も含む。

## 6 浦富海岸地域

当地域は、海食崖や海食洞が発達する変化に富んだ海岸線を呈し、明るい色彩の花崗岩の岩肌と澄んだ海水が美しく、岩の上に生育しているクロマツと相まって作り出される風光明媚な海岸景観が特徴である。

これらの海岸景観を楽しむため、海岸沿いの車道や歩道には各所に展望地が整備され、展望利用がされている。また、海水浴や磯観察等の利用のほか、遊覧船、スノーケル等による海側から海岸景観及び海中景観を楽しむ利用も盛んである。

これらの利用をより一層促進するためには、美しい海岸景観及び海中景観の保全が重要であることから、開発行為にあたっては利用拠点や利用が活発な海域からの見え方や瓦屋根と焼杉板張りの壁面を特徴とする建物が作り出す漁村風景と海岸景観のつながりを維持するよう配慮するとともに、海浜での火気使用やごみの投棄等がないよう適正な利用の推進に向けたマナーの啓発に努める。

また、当地域の利用促進のため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館といった利用拠点を活用した自然観察会の開催やシーカヤック、スノーケル等のアクティビティを通じて魅力の発信に努める。

- 花崗岩由来の白砂、奇岩上の松が織りなす風光明媚な景観からなる箱庭的景観



- 海中から間近に観察できる複雑な海岸・海中地形とそこに生息・生育する動植物



- 瓦屋根と焼き杉板張り壁の伝統的な建物からなる漁村集落



資源名	概要・管理運営方針
羽尾岬 （特別保護地区、第2種特別地域）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照葉樹林からなる羽尾岬の東側には羽尾海岸、北端には海食洞である龍神洞、西側には熊井浜等の見どころが点在している。岬を回遊できる近畿自然歩道線道路（歩道）が整備され、散策やハイキング等に利用されている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な眺望を維持するため、歩道の展望地周辺では必要に応じて、通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。</li> <li>・崩落や落石等の危険性のある箇所は、陸上・海上に関わらず、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。</li> </ul>
鴨ヶ磯・城原海岸 （特別保護地区、第2種特別地域、海域公園地区）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波により浸食された花崗岩の岩々が美しく、特に鴨ヶ磯海岸は、浜に広がる白い石英砂、城原海岸は菜種五島と称される花崗岩の岩々が作り出す景観が象徴的である。海域公園地区とも接しており、海藻類をはじめとする豊かな生物相や透明度の高い海中景観を楽しむためにスノーケルやダイビング、また、変化に富んだ海岸景観を楽しむために遊覧船やシーカヤック等の利用が盛んである。</li> <li>・沿岸には近畿自然歩道線道路（歩道）が整備され、海岸景観を楽しむことができ、散策やハイキングに利用されている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸景観を厳正に保護するとともに、快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄の禁止について指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。</li> <li>・崩落や落石等の危険性のある箇所は、陸上・海上に関わらず、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。</li> </ul>
駟馳山 （第1種特別地域、第2種特別地域）	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海食崖が見られる滝ヶ磯や磯浜と砂浜からなる大谷海岸等からなる変化に富んだ独立峰であり、中国自然歩道線道路（歩道）が整備され、散策やハイキング等に利用されている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努</li> </ul>

	める。
浦富・牧谷 (第2種特別地域)	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦屋根と焼杉板張りの壁面を特徴とする建物がつくり出す漁村風景が特徴である。浦富、牧谷海水浴場の付近には店舗や宿泊施設のほか、別荘等が集合しており、海水浴場をはじめ、近隣の観光地への利用拠点となっている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の特徴でもある漁村風景と自然海岸の景観のつながりを維持し、海岸景観の美しさを印象づけることができるよう、開発行為にあたっては、海岸沿いの車道より海側方向への眺望を阻害しないように、また、海側から陸側を望んだ際に工作物の色彩や規模等が町並みの景観を損なわないよう配慮する。</li> </ul>

## 7 鳥取砂丘とその周辺地域

当地域は中国山地から河川を通じて運ばれた石英や長石等の砂粒が海から吹き上げられて形成された海岸砂丘である。砂丘中央部は、起伏が大きい馬の背を代表とする砂丘列やスリバチ等の変化に富んだ砂丘地形を有し、風と砂が織りなす風紋や砂簾、砂丘に特有の植物、昆虫等が見られる。また、東側には、ラッキョウ畑が広がる福部砂丘、南側には、砂丘砂でせき止められてできた多鯨ヶ池等、砂丘に由来する多様な地形や動植物、これらが形成する景観が特徴である。

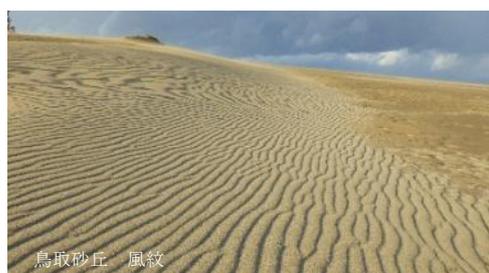
当地域には、年間約130万人もの利用者が訪れ、馬の背からの壮大な砂丘景観を眺めながらの散策や砂丘の特色を活かしたアクティビティも盛んになりつつある。

これらの利用をより一層促進するために従来型の観光利用に加え、ワンストップサービスの導入も含めて鳥取砂丘ビジターセンターや周辺施設が連携し、ガイドを通じた自然観察や砂丘の特色を活かしたアクティビティ等によって、砂丘の多様な魅力やその楽しみ方を利用者に発信するとともに、多様で広域的な利用の促進と資源の磨き上げに努める。

- 展望地から望む、砂丘列、すり鉢、オアシス等、変化に富んだ地形を呈する広大な砂丘の景観
- 高低差が最大47mある砂丘列から見下ろす海岸景観



- 砂丘を散策しながら観察できる刻一刻と姿を変える風紋、砂簾等の砂丘景観
- 間近に観察できる砂丘特有の動植物



●展望地から望む紫の花を咲かせる広大な  
ラッキョウ畑



福部砂丘

●展望地から望む、小島が浮かぶ神秘的な  
多鯨ヶ池のほとりの景観



多鯨ヶ池

資源名	概要・管理運営方針
<p>福部砂丘 (第2種特別地域、第3種特別地域)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘のなだらかな丘陵地形にはラッキョウ畑が広がっており、日本有数の産地となっている。特にラッキョウの花が咲く時期(10月下旬～11月上旬)には、マラソン、ウォーキング等のイベントが行われ多くの利用者が訪れている。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘地形と農業風景が共存した特色ある砂丘景観を保全するため、開発行為にあたっては、車道や歩道からの眺望に配慮し、工作物の突出による砂丘の稜線の分断を避けるよう配慮する。</li> </ul>
<p>鳥取砂丘 (砂丘地内) (特別保護地区、第2種特別地域)</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の起伏が大きく明瞭な砂丘列、スリバチ等の多様な砂丘地形及び風紋、砂簾等の砂丘地特有の現象が観察される全国的にも貴重な海岸砂丘である。</li> <li>・近年、保安林の成長や砂丘地に生育していなかった植物の侵入、繁茂等の自然条件等の変化により砂の移動が妨げられ、草原化が進行して砂丘本来の姿が損なわれつつあったが、鳥取砂丘再生会議(現:鳥取砂丘未来会議)による調査研究や協議を経て、関係機関やボランティア等による保安林の伐採や除草活動が行われ、復元してきている。</li> <li>・馬の背を中心とした散策、貴重な自然現象や動植物の自然観察、各種アクティビティ等の利用の中心的な場所である。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘の特色を活かしたアクティビティ等のより一層の促進と自然観察や散策、自然を活用したイベント等の利用の質の向上のため、鳥取砂丘ビジターセンターを活用して砂丘に関する知識を深める機会や体験を創出</li> </ul>

	<p>し、利用者の砂丘滞在時間を延ばすとともに質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘東側の馬の背周辺のみならず、砂丘中央部や西側など砂丘地全体のより一層の利用の促進のため、鳥取砂丘ビジターセンター西側拠点（整備予定）やキャンプ場、サイクリングターミナル等が連携し、より幅広い砂丘の魅力の体験、学習の機会を創出する。</li> <li>・現在の砂丘景観を維持するため、鳥取砂丘未来会議や関係機関が連携し、適切かつ効率的な保全事業を実施していく。</li> <li>・快適な利用環境を維持するために、イベント、アクティビティ、ドローンの撮影等による砂丘地の利用にあたっては、車馬乗入れ規制区域や鳥取県の「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」等の諸条件を踏まえ、他の利用者に危険を及ぼす行為や場所の占拠、拡声器等による必要以上の人工音の発生により、他の利用者の利用を妨げないように配慮するとともに、動植物の生育・生息状況に影響がないよう、実施者と調整を図る。</li> <li>・砂丘地内での撮影行為については、砂丘内に生息する動植物や他の利用者へ一定の配慮が必要であることから、鳥取砂丘に係る各法令所管部署間にて作成した「鳥取砂丘における撮影行為についての指導マニュアル」を関係者間において適切に運用し、利用者に対し啓発と周知徹底に努める。</li> </ul>
<p>鳥取砂丘 （集団施設地区内） （第2種特別地域）</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取砂丘の砂丘地を囲む形で車道が延び、それに沿って、店舗、宿泊施設等が立ち並んでいる。東側は、砂丘利用や休憩等の拠点であり、鳥取砂丘の玄関口として、多くの利用者が訪れている。一方、西側は、野営場や宿舎、鳥取大学研究施設等、宿泊や学習拠点としての機能を備えているが、店舗等の商業施設がなく、未利用施設や未整備の遊休地がある。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとって居心地のよい滞在環境や、サービスの提供のため、地域全体で連携した対応ができるように、鳥取砂丘未来会議といった場を活用し、関係者の連携と協働を推進する。</li> <li>・地域全体としてまとまりのある砂丘らしい街並み景観を検討するとともに、開発行為にあたっては、砂丘地内、特に馬の背からの見え方に配慮し、工作物の突出による背景の山の稜線の分断を避けるよう配慮する。</li> <li>・西側においては、西側の自然環境や歴史等の資源を活かし、鳥取砂丘内外の周辺施設が連携した利用環境整備の方向性を関係者と検討し、一層の利用促進に努める。</li> </ul>
<p>多鯰ヶ池 （第2種特別</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂丘の砂によって谷水がせき止められてできた「せき止め湖」であり、周</li> </ul>

<p>地域)</p>	<p>圃は砂丘に保安林として植栽されたクロマツ林の他、一部スタジイが優占する社叢林や梨園等、多様な環境が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南側の樹林の中には鳥取砂丘道路（歩道）が整備され、多鯨ヶ池と砂丘を同時に望むことができる。</li> <li>・多鯨ヶ池は、梨栽培や湯山地区の農業用水として利用されている。また、シーカヤック等によるアクティビティも盛んである。</li> </ul> <p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察やシーカヤック等のアクティビティのフィールドとして、より質の高い環境を提供するため、多鯨ヶ池本来の自然景観を損ねる原因となる外来生物等の把握と、その駆除に努める。</li> <li>・鳥取砂丘ビジターセンター等の周辺施設を拠点とした多鯨ヶ池を含む砂丘地域の利用をより一層促進するため、歩道及び多鯨ヶ池の舟遊利用等の利用環境の整備を検討する。</li> </ul>
------------	--

## 第6章 行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項

### 1 許可、届出等取扱方針

#### (1) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）」において定める許可基準の細部解釈に加え、これらによらないことができる「山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針（審査基準）による。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際して特に配慮を求める事項を指導方針として下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
ア 全行為共通	<p>＜審査基準＞</p> <p>(7) 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないように処理できる場合、又は自然公園法の許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ。）すること。</p> <p>(ウ) 緑化に使用する植物は、在来植物のうち地域に自生する種を使用すること。ただし、街路樹や庭木等、市街地等に植栽されるものであって、周辺環境に逸出して在来植生に影響を与えるおそれのない植物についてはこの限りではない。</p> <p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な野生動植物の生息・生育する地域における工作物の設置等は、当該行為の代替地の有無を十分に検討すること。やむを得ず当該行為をその地で行う場合は、その生息・生育地の分断等の影響が最小限となるよう措置を講ずるとともに、代償措置（ミティゲーション）についても検討すること。</li> <li>・ 眺望利用されている公園事業施設等からの通景や、眺望対象に与える影響等を十分に調査すること。当該施設等から行為箇所が望見される場合は、隠蔽植栽や目立たない色彩とすること等により、可能な限り影響を</li> </ul>

	<p>軽減するための措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月環境省自然環境局）」に沿って行うこと。</li> <li>・照明施設を設置する場合は、最新の「光害対策ガイドライン（環境省）」に従い、動植物への配慮を行うこと。</li> </ul>
<p>イ 工作物の新 改増築 (7) 建築物</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 屋根の形態は周囲の景観になじみやすい、軒のある切妻、寄棟、入母屋等の両流れの勾配屋根とし、半球形、カマボコ形、パラペット付、陸屋根、片流れの屋根は認めない。屋根の勾配は10分の3以上10分の10以下になっていること。ただし、同一敷地内の母屋付帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（地上部分の水平投影面積が15㎡以下。以下同じ。）にあってはこの限りではない。</p> <p>b 屋根の色彩は、周囲の景観になじみやすいこげ茶色、黒色又は暗灰色であること。ただし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素材色も可とする。</p> <p>c 外壁の色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色、ベージュ色、灰色であること。ただし、自然素材（焼杉板、漆喰等を含む。）を用いる場合は、素材色も可とする。</p> <p>d 海水浴場等で、夏期に設置される更衣・休憩、飲食の提供・販売、レジャー用品のレンタル・販売等を行う一時的な施設（以下、「浜茶屋等」という。）については、a及びbを適用しない。ただし、屋根の色彩については、灰色、茶色又は青色の海岸の風致景観に配慮した色彩とし、黄色、赤色等の原色は認めない。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜茶屋等は、一連の建築物の水平投影面積の和を150㎡以下とすること。ただし、過去に許可したものについては、その面積を上限とする。</li> <li>・鳥取砂丘集団施設地区は、公園事業施設を主体とした整備を図る地区であるため、原則として公園利用以外の目的の建築物の新築は行わないこと。特に第3及び第5整備計画区における新築は行わないこと。ただし、建替のための新築であって既存の建築物の規模を超えないものはこの限りでない。</li> </ul> <p>やむを得ず行為許可によって建築物を設置する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>a 第2整備計画区にあっては、隣り合う建築物（公園事業施設を含む。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物を除く。以下同じ。）との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。</p> <p>(a) 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m以上離す。</p>

	<p>(b) 鳥取砂丘線道路（車道）に面するものは、10m以上離す。</p> <p>(c) (a)及び(b)以外の施設は、30m以上離す。</p> <p>b 第4整備計画区にあつては、高さ10m以下、建坪率10%以下とし、建築物の水平投影外周線について、隣り合う建築物との間隔を150m以上、鳥取砂丘線道路（車道）の路肩からの後退距離を20m以上とる。</p> <p>c 第7整備計画区にあつては、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔を30m以上とる。</p>
(イ) 道路	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 擁壁等の表面仕上げは、自然石・木材等の自然材料を使用するか、自然石を模した化粧型枠等とすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>b 構造物等により道路法面の安定化を図る場合は、緑化を伴う工法とし、モルタル吹付は認めない。法枠工は、枠内を緑化可能な工法とすること。ただし、緑化が困難な箇所又は道路の安全確保上やむを得ない場合で、顔料を添加しこげ茶や暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図る場合はこの限りではない。</p> <p>c 落石防護柵及び落石防護網の色彩はこげ茶色とする。ただし、金網部分は灰色系統も可とする。</p> <p>d 車両用防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、高速道路であつて安全上支障のある場合はこの限りでない。</p> <p>e 車両用防護柵の色彩はこげ茶色とすること（ケーブル部分を除く）。</p> <p>f 橋梁や橋脚の色彩は、こげ茶色又は灰色とする。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の線形改良工事等で廃止した道路敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。</li> <li>・現在ガードレールが設置されている箇所については、更新にあたりガードケーブル又はガードパイプとすること。</li> </ul>
(ウ) 風力発電施設	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月自然環境局）」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月国立公園課）」に基づくこと。</p>
(イ) 太陽光発電施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、主要な展望地点へ強い反射光を発しないこと。</p> <p>b 周囲に植栽する等、周辺の風致景観と調和した遮蔽措置をとること。</p>

	<p>c キュービクルやパワーコンディショナー等の関連設備、フェンスや電柱等の付帯施設は、こげ茶色とすること。ただし、bの遮蔽措置により確実に施設が周囲から目視されない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。</p> <p>d 住宅の屋根に設置する場合等、主に自家用として住宅敷地内に設置する小規模な太陽光発電施設については、a、b及びcは適用しない。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成27年2月自然環境局）」に基づくこと。</p>
(オ) 電力施設、 通信・無線施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 主要な公園利用施設からの展望方向における新設や海上からの眺望の対象に支障を及ぼす新設については原則認めない。</p> <p>b 送電鉄塔、電力柱、電話柱、通信・無線施設（付帯設備含む）等の色彩はこげ茶色とする。ただし、背景が空や海等により淡色となる場合で、こげ茶色とすることで風致保護上の支障が明らかに増大すると判断される場合は、灰色とする。なお、通信環境を確保するためやむを得ない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。</p> <p>c 主要な展望地からの展望に支障となる送電鉄塔については、原則として既存施設の建て替え以外の新設は認めない。</p> <p>d 送電鉄塔において航空障害対策を行う場合は、塗色でなく標識灯の設置によること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用施設周辺では、無電柱化を図ること。</li> <li>・新たに電線等を敷設する場合は、既設電柱に共架すること。</li> <li>・通信・無線設備は、既設支持物へ共架又は周辺施設へ添架すること。その場合も、高さは極力抑えること。</li> <li>・既存の鉄塔の塗り替えの際には、現状こげ茶色でないものについてもこげ茶色に塗装すること。</li> </ul>
(カ) 漁港、港湾、 海岸保全施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 工作物の意匠は、イ 工作物 (イ) 道路のaに準じた扱いとすること。</p> <p>b 汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。</p>

(キ) 河川管理施設、砂防・治山施設	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>イ 工作物 (イ) 道路の a、b 及び c に準じた扱いとすること。</p>
(ク) 自動販売機	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 建築物に付帯して設置する場合は、軒下又は壁面と同一平面に納まるよう設置すること。</p> <p>b 独立して設置する場合は、木材等により外側を囲うもしくは色彩をこげ茶やベージュ等の茶色系又は建築物壁面の色彩と同一系のものを用いる等により、風致景観への影響を軽減させること。</p>
(ケ) その他の工作物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 海域公園地区での工事に際しては汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色系、ベージュ系、灰色系、自然素材の素材色とすること。</li> <li>・駐車場や屋外運動施設等の広大な敷地を要する工作物については、周囲を修景緑化すること。</li> <li>・駐車場等の付帯施設として設置される、自立型の夜間照明施設については、主要な展望地から望見されない場所に設置すること。</li> <li>・鳥取砂丘をライトアップするための照明施設は設置しないこと。</li> <li>・ライトアップを目的とした照明施設は、周辺に分布する動植物への影響に配慮した照明方法であること。</li> <li>・海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。</li> </ul>
ウ 土石の採取	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業として行われる土石の採取の跡地は、速やかに緑化するものとし、緑化に好ましい法面勾配にする等植物の生育に配慮した工法とすること。</li> <li>・公園利用施設及びその周辺等利用者が訪れる場所においては、利用者の集中する曜日・時間帯の行為は避けること。</li> </ul>
エ 広告物の設置等 (7) 営業用広告物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 本体の色彩は、自然材料の素材色か茶色系とすること。</p> <p>b 表示面の地色は、自然材料の素材色、茶色系、白色又は青色を基調とすること。</p> <p>c 表示面に記載する文字は白色、黒色及び青色を基本とすること。なお、表示面に、絵図画、写真等の表示を行う場合は、色彩の限定はしないが、</p>

	<p>落ち着いた色調とする。</p> <p>d 一時的なイベントに用いる小規模なものであって、その目的を達成するために必要な場合にあつては、a、b及びcを適用しない。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乱立防止のため、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</li> <li>・荒廃した広告物は風致に及ぼす支障が大きいことから、清掃・修繕等の維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。</li> <li>・公園利用者に対する案内は多言語表記とすること。</li> </ul>
(イ) その他の広告物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>a 本体に使用する材料は、木材や石材等の自然材料とし、やむを得ず鋼材その他の材料を使用する場合、本体の色彩は茶色系統とすること。</p> <p>b 表示面の色彩は、上記(7) 営業用広告物の&lt;審査基準&gt;に準ずる。</p> <p>c 公共性が高いもの又は一時的なイベントに用いる小規模なものであってその目的を達成するために必要な場合にあつては、a及びbを適用しない。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内標識等の意匠は、「自然公園等施設技術指針 第3部第7章公共標識」を参照とすること。</li> <li>・その他上記(7) 営業用広告物の&lt;指導方針&gt;に準ずる。</li> </ul>
オ 海面の埋立、海底の形状変更	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>海域の汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。</p>

カ 土地の形状 変更	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取砂丘において、堆砂垣等に堆積した砂を移動させる行為については、砂の移動先及び運搬経路において、生息・生育する昆虫類や植生に影響を及ぼすことがないようにすること。</li> <li>・養浜や海水浴場の整地のために行われるものについては、近隣の海域において採取した土砂を用いること。</li> <li>・砂丘や砂浜等、利用者の多く訪れる場所において重機を用いて行われるものにあつては、作業の時期や時間帯を工夫する等、利用者の目に触れる機会を減らすこと。</li> <li>・農地造成のために行われるものについては、農地以外の用途に転用しないこと。</li> <li>・工事現場以外に作業ヤード等を設ける為に行われるものについては、切土・盛土を伴う造成は行わないこと。</li> </ul>
キ 車馬の使用	<p>&lt;指導方針&gt;</p> <p>海浜植生及び昆虫等の動物の保護のため、極力植生及び生息地を避けること。</p>

## (2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）」第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）」によるほか、第 5 章に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、(1) 特別地域及び海域公園地区を参考として風景の保護上適切な配慮をすること。特に海域公園地区から 1 km の範囲で行われる普通地域（海域）内での行為については、周囲海域への影響が極力少なくなるよう、必要に応じて汚濁防止膜の設置などの措置命令を行う。

## 2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（令和元年 9 月 30 日付け環自国発第 1909302 号自然環境局長通知）」によるほか、下記の取扱方針「施設の基準」に従うこと。また、国立公園事業のあり方や整備方針を定めた下記「基本方針」及び施設の維持管理や運営のあり方を定めた下記「管理方針」に留意すること。なお、鳥取砂丘集団施設地区内の事業については、各事業の取扱方針によるほか、別記「鳥取砂丘集団施設地区取扱方針」による。

事業の種類	取扱方針
(1) すべての事業	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>本公園における事業の取扱方針については、1 許可、届出等取扱方針（1）特別地域及び海域公園地区（以下「1(1)」という。）ア全行為共通の取扱方針と同様とする。また、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <p>下記に特に定めのない場合にあっても、施設の構造及び意匠等については、「自然公園等施設技術指針」及び 1 許可、届出等取扱方針の該当項目を参考にすること。</p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業を廃止するときは、新たに有効活用が図られる場合（ただし、許可基準及び審査基準に適合しない施設にあつては公園事業施設として活用される場合に限る。）を除き、施設は撤去し、跡地は原状回復及び修景緑化を行うこと。</li> <li>・景観、地形・地質、動植物等の本公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するための施設として整備すること。</li> <li>・自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、見識を深めることに寄与する事業とするように努めること。</li> <li>・施設の老朽化により公園内の風致景観を損ねることがないように維持管理体制の構築を図ること。</li> <li>・付帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。</li> <li>・「国立公園における通景伐採の取扱いについて（平成 30 年 3 月自然環境局）」を参考に、展望施設等の適切な眺望確保に努めること。</li> </ul>
(2) 道路 ア 車道	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>車道の新築、改築又は増築にあたっては、自然地形に対する改変が必要最小限となるよう留意すること。また、日本海側特有の豪雪地帯</p>

	<p>であることを鑑み、交通の安全及び交通支障の回避・緩和のために必要な道路勾配の緩和、線形改良、除雪帯の確保等にも留意すること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、防護柵、橋梁その他付帯工作物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物 (イ) 道路に準ずる。</li> <li>・標識類を設置する場合は、1(1) エ 広告物(イ)に準ずる。</li> </ul> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の快適性向上を図るため、景観の優れた場所などに、必要に応じて小規模な駐車場、公衆便所及び解説板等を整備するとともに、眺望を確保するための伐採を適切に行うこと。</li> <li>・改良工事等により廃道となる部分については、工作物を撤去のうえ、在来植物のうち地域に自生する種により修景緑化すること。</li> </ul>
イ 歩道	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>魅力ある公園作りのため、公園内に点在する興味地点を有機的に結合すること。また、落石等の生じやすい場所にあつては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に留意すること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>(ア) 周囲の景観と調和するように、階段、擁壁、防護柵等は自然石、木材、擬岩ブロック等を用いる。</p> <p>(イ) 標識等については、構造及び意匠等は1(1) エ 広告物(イ)に準ずる。</p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性を確保するために、適宜、耐潮性のある資材等を使用すること。</li> <li>・快適な利用ができるよう歩道入口には案内板、駐車場等、歩道沿いには道標、解説板、卓ベンチ等の整備を行うこと。</li> <li>・解説板や案内板については乱立により風致景観が損なわれることがないよう、設置目的に照らして必要と認められるものに限ることとし、必要に応じて統合を図ること。</li> <li>・歩道外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、立入禁止柵等を整備すること。</li> </ul>
(3) 宿舎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>形態、色彩については周囲の自然や街並みに配慮すること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (ア) 建築物に準ずる。</p>

	<p>イ 周囲の景観との調和を図るため、建築物の高さは地区毎に以下に定めるとおりとし、定めのない地区では13m以下とすること。なお、現に基準の高さを超える宿舍の増築または建て替えにあたっては、既存の高さを超えないこと。</p> <p>【大向宿舍】 最高部の高さは15m以下とする。</p> <p>【日和山宿舍】 最高部の高さは20m以下とする。</p> <p>【城崎温泉宿舍】 最高部の高さは20m以下とする。</p> <p>【竹野宿舍】 建物の高さは18m以下とする。ただし、第1種特別地域の建物の高さは既存の高さを超えないこと。</p> <p>【境宿舍】 建物は地上3階建て以下とする。</p> <p>【今子浦宿舍】 建物は地上3階建て以下とする。</p> <p>ウ 付帯施設 テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）」による。ただし、今子浦宿舍の付帯テニスコートについては、本要領の第2の2及び5は要件としない。</p> <p>エ 広告物については、構造及び意匠等は1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(4) 園地	<p>&lt;基本方針&gt; 展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、当該園地の持つ機能や性格を勘案して全体計画を策定し、計画的に整備を進める。また、地形・地質、植生、展望等の自然条件を活かした整備に努めること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt; ア 特別な用途（展望台等）の場合を除き、建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p> <p>&lt;管理方針&gt; 展望施設については、立地条件を活かすことで必要最小限の規模にとどめ、木竹の繁茂により展望が妨げられている場合は、適切に木竹の通景伐採を行うこと。</p>
(5) 休憩所	<基本方針>

	<p>周辺の公園利用施設等との合理的な位置を考慮し、計画的な整備を図ること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 休憩所の高さは13m以下とする。なお、高さが現に13mを超える施設にあつては、既存の高さを超えないこと。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(6) 野営場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>地区の特性を生かしつつ、国立公園内の野営場として、快適な利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図ること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 宿泊棟（コテージ、ロッジ、バンガロー等）、付帯施設（管理棟、トイレ棟、炊事棟等）の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる</p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野営場以外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、立入禁止柵等を整備すること。</li> <li>・場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うこと。</li> </ul>
(7) 運動場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>必要最小限の規模とし、大規模な土地の改変を伴うことがなく、地形や植生等の自然条件を活かした施設の整備に努めること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 付帯施設の色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色系統、ベージュ系統、灰色系統とすること。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）」によること。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(8) 水泳場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>自然海岸における海水浴利用の安全性及び快適性の維持、向上に努めること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる</p>

	<p>る。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <p>利用水面をブイで表示するとともに、水上バイクと海水浴の利用場所を分ける等、利用者の安全確保、管理体制の強化に努めること。</p>
(9) 舟遊場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>地形の改変を極力抑えるよう留意するとともに、水質保全に留意すること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(10) 駐車場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>整備にあたっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。施設については、利用者数に応じた適正な規模とすること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 付帯施設の色は、周囲の景観になじむように茶色系又は灰色系であること。</p> <p>イ 標識類の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物 (イ)に準ずる。</p>
(11) 索道運送施設	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>整備にあたっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 索道敷の規模の拡大、又は最大輸送量の増加を伴う整備は、利用者数に応じた適正な輸送量を確保するために必要最小限のものと認められる場合に限る。</p> <p>イ 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(12) 給水施設、排水施設	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>整備にあたっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模とすること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>色彩は、周囲の景観になじむように茶色系又は灰色系であること。</p>

(13) 水族館	<p>&lt;基本方針&gt; 山陰海岸国立公園の特徴的な海洋生物に関する理解が進むよう、解説及び展示に努めること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt; ア 特別な用途（飼育施設等）の場合を除き、建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(14) 博物展示施設	<p>&lt;基本方針&gt; 自然情報の提供機能を備えた、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備すること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt; ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p> <p>&lt;管理方針&gt; ・自然公園の適正な利用のために、最新の自然情報やアクティビティの情報を発信するとともに、地域の地形・地質、動植物、自然現象、歴史、人文等について利用者にわかりやすく解説する施設として機能するよう管理すること。 ・利用者が直接自然とのふれあい体験をするための支援や自然とふれあえる場に誘導する機能を備えるよう管理すること。</p>
(15) ゴルフ場	<p>&lt;基本方針&gt; 整備にあたっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。</p> <p>&lt;施設の基準&gt; ア ゴルフコースの規模の拡大は認めない。なお、コースの付替えについては、ゴルフ場内の既存コースの面積の増加を伴うものは認めない。 イ 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。 ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>

## 鳥取砂丘集団施設地区取扱方針

地区	取扱方針
第1 整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>鳥取砂丘への出発拠点の利用環境を整えるため、駐車場、休憩所及び博物展示施設を主体とした整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。</p> <p>施設は、極力、馬の背等海側の主要地点から見た際にクロマツ林の樹冠から著しく突出することのない高さとする。</p>
第2 整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>利用者が多く訪れる計画区であり、利用者の利便性を高めるための休憩所や宿舎を中心とした整備を行うこと。当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【宿舎】</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>2 公園事業取扱方針 (3) 宿舎に示す基準に加え、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。</p> <p>ア 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m以上離す。</p> <p>イ 鳥取砂丘線道路（車道）に面する施設は、10m以上離す。</p> <p>ウ ア及びイ以外の施設は、30m以上離す。</p>
第3 整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>丘陵山腹の良好なクロマツ内の散策のための歩道等の整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、歩道（付帯施設含む。）以外の整備は認めない。</p>
第4 整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>本集団施設地区の東西を連絡する車道及び歩道、並びに砂丘や多鯨ヶ池の眺望及び休憩のための施設を整備すること。</p> <p>風致の維持に重点を置き、鳥取砂丘線道路（車道）の南は、歩道及び休憩施設（付帯施設含む。）以外は認めない。また、北側は歩道（付帯施設含む。）以外は認めない。</p> <p>当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【休憩所】</p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1 (1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p>

	<p>イ 高さは10m以下とする。</p> <p>ウ 隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔は、150m以上とする。</p> <p>エ 建築物は鳥取砂丘線道路（車道）の路肩から可能な限り後退させる。</p>
第5整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>多鯰ヶ池の利活用に資するための歩道及び舟遊場の整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、歩道、舟遊場以外の整備は認めない。</p> <p>当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p><b>【舟遊場】</b></p> <p>&lt;管理方針&gt;</p> <p>動力を用いないものによる利用に限定した施設とする。</p>
第6整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>鳥取砂丘の中央入り口として適切な駐車場及び付帯施設を主体とした整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。</p>
第7整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>鳥取砂丘の西側の滞在型利用拠点として、周囲の景観に配慮しつつ、利用環境の質を向上させるための休憩所、宿舎、案内所、駐車場等を整備すること。</p> <p>当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p><b>【宿舎】</b></p> <p>&lt;施設の基準&gt;</p> <p>ア 2 公園事業取扱方針 (3) 宿舎に示す基準に加え、隣接する敷地の建築物との水平投影外周線の間隔は30m離す。</p> <p>イ 高さ13m以下とする。なお、渡り廊下で連絡されている場合は別棟として取扱う。</p>
第8整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>鳥取砂丘の西側入口として、また博物展示施設と一体的に利用されるフィールドとして、周囲の景観、特に砂丘からの眺望に配慮した休憩所、園地、歩道等を整備すること。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。</p>
第9整備計画区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>自然に親しむ拠点として、クロマツ林を活かしたフリーテントサイ</p>

	トを主体とした野営場等を整備すること。
--	---------------------

### 3 許認可事務に関する事項

- (1) 竹野自然保護官事務所、浦富自然保護官事務所及び許認可事務に係わる自治体職員等による研修会を設け、相互研鑽、情報交換を図る。
- (2) 許認可事務の適確性及び迅速性の向上を図るため、事務処理に係わる機関の連絡調整を密にする。
- (3) パトロールを適宜行い、適正な公園管理を図る。
- (4) 鳥取砂丘特別地域内における催事等の施行に関する事項

鳥取砂丘の第2種特別地域内において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催事を実施するために工作物の新築等を行おうとする者は、鳥取市に届け出ること。鳥取市は、催事の内容の適否について鳥取砂丘催事連絡会の審査を受け、審査結果を届出者に通知する。審査の結果適当と認められた場合は、鳥取市長は近畿地方環境事務所長あて、当該催事の開始の日の30日前までに計画を提出し、また工作物の新築等に着手する15日前までにその概要を通知する。

## 第7章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

平成26年に管理運営計画の作成要領が改正され、地域関係者と共に国立公園の保護と利用の推進すべき方向性（本書では山陰海岸国立公園ビジョンとして整理した）を検討し、掲載することとなった。そのため、本書の改定にあたっては、山陰海岸国立公園の管理運営に関わる行政組織、団体等によって構成されている山陰海岸国立公園連絡協議会を総合型協議会として位置付け、第1章から第5章までを山陰海岸国立公園連絡協議会にて協議、検討を行い、本書の改定に至った。

今後も山陰海岸国立公園連絡協議会の場を活用して関係者の連携を図るとともに、ビジョンの達成に向けた課題の抽出や必要な対策について行動計画を取りまとめ対応していく。

## 参考資料

- 参考資料 1 山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱
- 参考資料 2 景観資源一覧
- 参考資料 3 特別地域内指定植物一覧
- 参考資料 4 海域公園地区内指定動植物一覧
- 参考資料 5 関係法令一覧
- 参考資料 6 申請書等の進達及び指令書等交付の手順
- 参考資料 7 行為の許可基準の特例
- 参考資料 8 集団施設地区計画図及び区域図
- 参考資料 9 日本一の砂丘を守り育てる条例

## 山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 山陰海岸国立公園連絡協議会（以下、「協議会」という。）は、山陰海岸国立公園における、公園計画や管理運営計画の検討、諸般の課題、その他公園管理業務についての連絡調整を図り、効果的な協働型管理運営の取組を進めることを目的とする。

### (構成)

第2条 協議会は、山陰海岸国立公園の管理運営に携わる別表の機関により構成する。

### (会長及び議長)

第3条 協議会の会長は、近畿地方環境事務所国立公園課長の職にある者をもって充てる。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 議長は、会務を総理する。

### (協議事項)

第4条 協議会においては、次の事項について協議や連絡調整を行う。

1) 山陰海岸国立公園の公園計画、管理運営計画の検討に関すること。

2) 山陰海岸国立公園の行動計画に関すること。

3) 山陰海岸国立公園における具体的な管理運営に関すること。

4) その他、協議会の目的達成に関すること。

### (協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が年1回招集し、開催する。なお、必要に応じて臨時に招集することができる。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の団体、専門家等に協議会への出席を求め、協議事項に関する意見を求めることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所（浦富自然保護官事務所及び竹野自然保護官事務所）に置く。

### (その他)

第7条 その他必要な事項については、協議会において定める。

### 付 則

この要綱は、平成2年 2月28日から適用する。

(最終改正 令和2年10月 5日)

別 表

行政機関	環境省 近畿地方環境事務所 国立公園課長（会長）
	京都府 環境部 自然環境保全課長
	京都府 丹後広域振興局 建設部 丹後土木事務所 企画調整室・施設保全室長
	京丹後市 商工観光部 観光振興課長
	兵庫県 農政環境部 環境創造局 自然環境課長
	兵庫県 但馬県民局 地域政策室 環境課長
	豊岡市 環境経済部 大交流課長
	香美町 観光商工課長
	新温泉町 商工観光課長
	鳥取県 生活環境部 緑豊かな自然課長
	鳥取県 生活環境部 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館長
	鳥取市 経済観光部 観光・ジオパーク推進課長
	岩美町 商工観光課長
関係機関	山陰海岸ジオパーク推進協議会 国際課長
	一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部長
	夕日が浦観光協会 会長
	小天橋観光協会 会長
	たけの観光協会 会長
	香住観光協会 会長
	浜坂観光協会 会長
	岩美町観光協会 会長
	鳥取市観光コンベンション協会 会長
	鳥取大砂丘観光協会 会長
事務局	環境省近畿地方環境事務所
	竹野自然保護官事務所
	浦富自然保護官事務所

景観資源一覧

① 自然環境保全基礎調査自然景観資源調査

京都府：非火山性孤峰（兜山）、湖沼（久美浜湾）、砂州（小天橋、箱石浜砂丘）、砂浜・礫浜（八丁浜）

兵庫県：節理（玄武洞、青龍洞、三尾の大島・柱状節理）、甌穴群（猫崎半島、諸寄）、溺れ谷（猫崎半島、日和山海岸、但馬御火浦、香住海岸）、海食洞（淀洞門、通天洞門、下荒洞門、旭洞門、日本洞門、亀山洞門）、岩門（はさかり岩）、海食崖（鎧の袖）、漣痕化石（下浜）、流紋岩流理（田久日向山）

鳥取県：非火山性孤峰（駟馳山、孤山、二ツ山）、湖沼（多鯰ヶ池）、砂浜（陸上海岸、浦富海岸、大谷海岸、鳥取砂丘海岸）、砂丘（陸上砂丘、浦富砂丘、大谷砂丘、福部砂丘、鳥取砂丘）、海食崖（陸上岬、羽尾岬、浦富海岸、駟馳山）、海食洞（海の龍神洞、陸の龍神洞、青島の洞窟、菜種島の洞窟、赤壁洞、海賊穴）

② 自然環境保全基礎調査特定植物群落調査

京都府：箱石海岸の砂丘植生、箱石のクロマツ植林

兵庫県：絹巻神社のスダジイ林、温泉寺のスダジイ林、今子海岸のカシワ林、八坂神社のスダジイ林、不動岩・大歳神社のスダジイ林、猫崎半島の照葉樹林

鳥取県：浦富海岸のクロマツ林、鳥取砂丘植生

③ 国指定名勝・天然記念物

兵庫県：但馬御火浦（名勝・天然記念物）、鎧の袖（天然記念物）、香住海岸（名勝）、玄武洞（天然記念物）

鳥取県：浦富海岸（名勝・天然記念物）、鳥取砂丘（天然記念物）

④ 日本の重要湿地500

京都府：丹後半島沿岸～若狭湾(西部)（藻場）

兵庫県：円山川川辺（中間湿原、低層湿原）

鳥取県：岩美地先沿岸（藻場）、多鯰ヶ池（湖沼）

特別地域内指定植物一覧

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラ	マツバラ
イワヒバ	イワヒバ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	オシャグジデンダ
ナデシコ	ハマハコベ、シオツメクサ
キンポウゲ	ミスミソウ(スハマソウ、ケスハマソウを含む)、イチリンソウ
メギ	イカリソウ、トキワイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ、ヒメカンアオイ
ユキノシタ	チャルメルソウ
バラ	ハマナス(ハマナシ)、ミツバイワガサ(イワガサ、タンゴイワガサ)ハマビシ
ハマビシ	マビシ
スミレ	イソスミレ、ナガハシスミレ(テングスミレ)
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ギンリョウソウ
ツツジ	ツクシシヤクナゲ(ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ
リンドウ	センブリ
シソ	タジマタムラソウ
ゴマノハクサ	トウテイラン
ハマウツボ	ハマウツボ
キキョウ	キキョウ
キク	ハマベノギク(イソノギク)、サンインギク、ワカサハマギク、クシバタンポポ
ユリ	シライトソウ、ショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、エンレイソウ
カヤツリグサ	ダイセンスゲ
ラン	ナゴラン、エビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン(ホクロ)、セッコク、フウラン、コケイラン、オオバノトンボソウ



## 海中公園地区内指定動植物一覧

海中公園地区において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次の通りである。

ザラカイメン、オオギウミヒドラ、シロガヤ、イソバナ科、フトヤギ亜目全種、ウメボシイソギンチャク科全種、ヒザラガイ、アメフラシ、ドーリス科全種、ケヤリ、ニッポンウミシダ、オオウミシダ、ゴンズイ、スズメダイ科全種、チャガラ、キヌバリ、ヘビギンポ、ジュズモ属全種、シオグサ属全種、フサイワヅタ、ミル属全種、ヤハズグサ属全種、アミジグサ属全種、イシゲ属全種、フクロノリ属全種、ツルモ、ジョロモク属全種、フサノリ属全種、サンゴモ科全種、タマイタダキ属全種、スギノリ属全種、オキツノリ、ユカリ属全種、ベニスナゴ、タオヤギソウ属全種、ハイウスバノリ属全種、アヤニシキ属全種、コザネモ属全種、スガモ

関係法令一覧

法令名	制限概要
公有水面埋立法	公有水面埋立の免許制度（環境保全への配慮）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区における制限 有害鳥獣の駆除
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区における制限 国内希少野生動植物種の捕獲規制
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物の防除
文化財保護法	現状変更等の制限
建築基準法	建築物の規模・形態等の制限
景観法	景観計画区域・景観地区等における建築物の規模・形態等の制限
屋外広告物法（屋外広告物条例）	広告物の掲出禁止・制限
都市計画法（風致地区内における建築等の規制に関する条例）	市街化・市街化調整区域における建築等の制限
森林法	林地開発許可・保安林内行為制限 森林計画伐採届出
海岸法	海岸保全区域内の行為等の制限
港湾法	港湾区域内の行為等の制限
漁港法	漁港区域内の行為等の制限
道路法	道路の占用等の制限
農地法	農地の用途変更
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更
国土利用計画法	1ha以上の土地の開発行為制限
採石法	採石業に関する制限
鉱業法	鉱業権設定・制限
温泉法	掘削・動力装置設置許可
水道法	自家用水道等（100人以下）の水質・施設基準
水質汚濁防止法	排水処理に関する規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の処理施設の設置
旅館業法	新改増築等に伴う営業許可
消防法	消防施設・危険物貯蔵取扱等の規制
食品衛生法	旅館・一般飲食営業許可
河川法	河川保全区域内における土地形状変更、工作物の新增改築等の規制
砂防法	砂防指定区域内における工作物の新增改築等の規制

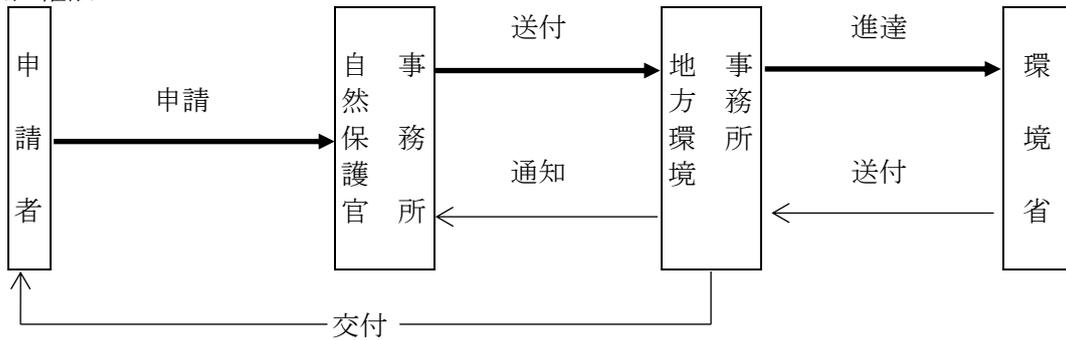
## 申請書等の進達及び指令書等交付の手順

——— : 申請書等の流れ

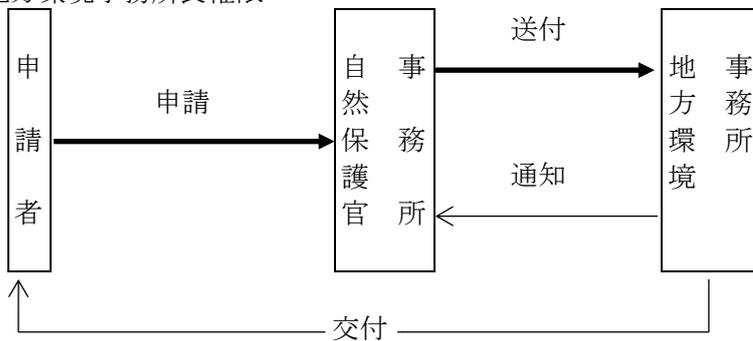
——— : 指令書等の流れ

必要提出部数は、大臣権限の場合は 3 部、地方環境事務所長権限の場合は 2 部とする。ただし、鳥取県内の行為については必要に応じて 1 部追加して求めることがある。

### ○大臣権限

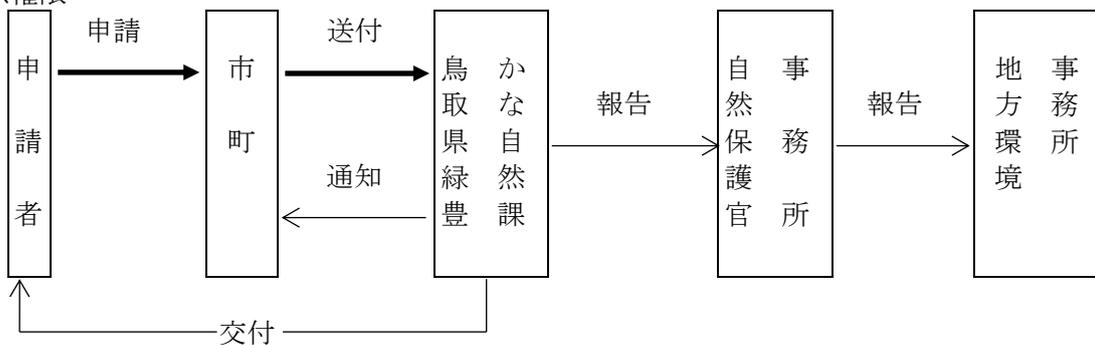


### ○地方環境事務所長権限



鳥取県においては、一部の行為に係る許可権限が県に委任されている。その場合の必要提出部数は 3 部とする。

### ○県権限



山陰海岸国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例 引用関係整理表

京都府A地区（平成15年8月13日付け環境省告示第76号）

項	行為の種類	号	基準の内容
第18項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	● 第1号	法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受け、又は法第20条第6項、第21条第6項又は第22条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合すること。 イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。 ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。 ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととさ れているものであること。
		● 第2号	河川にたい種した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確保であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
		● 第3号	前号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
		● 第4号	第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
		● 第5号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 第1号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。 ロ 平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、特別地域内において行われるものであつて、前項第1号イからハ ● 前項第1号イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。 ● 前項第1号ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。 ● 前項第1号ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが ただし書 田畑等の地下に存する土石を採取するものであつて、採取終了後の跡地が農地として使用されることが確保である と認められるものについては、この限りでない。

京都府 B 地区／兵庫県 A 地区（平成 12 年 10 月 12 日付け探検省告示第 70 号）

項	行為の種類	号	基準の内容								
第 4 項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。）集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築若しくは売却することを目的とした一連の土地若しくは一時的に使用せられる予定的事業として建築又はこれら建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前 3 項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	本文	特別保護地区、第 1 種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。								
		第 1 項第 2 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。								
		第 1 項第 3 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。								
		第 1 項第 4 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。								
		第 1 項第 5 号	保存緑地（第 9 項第 4 号及び第 5 号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。								
		第 2 号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 10m 以上 13m（その高さが現に 10m 以上 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。								
		第 3 号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが 13m（その高さが現に 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。								
		第 4 号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が 1,000㎡以上であること。								
		第 5 号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が 250㎡以上であること。								
		第 6 号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第 6 項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第 3 種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第 2 種特別地域	20%以下	40%以下	第 3 種特別地域
地域区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合									
第 2 種特別地域	20%以下	40%以下									
第 3 種特別地域	20%以下	60%以下									
第 7 号	当該建築物の水平投影外周線に囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。										
第 8 号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。										
第 9 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。										
第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5m 以上離れていること。										
第 11 号	当該建築物の建築面積が 2,000㎡以下であること。										
ただし書	第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。										
	<p>第 2 項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第 1 項第 5 号に掲げる基準に適合するもの</p>										

第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</p>	<p>本文</p>	<p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合は著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。</p> <p>第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げたとおりであること。</p>															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
		<p>ただし書</p>	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するもの又は農林漁業に関連する地場産業を営むための必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第1項第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為      既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
		<p>農林漁業に関連する地場産業を営むため</p>	<p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合は著しい妨げにならないものであること。</p>															

第9項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の設置の新築、改築又は増築</p>	本文	<p>に必要な建築物の新築、改築若しくは増築</p>	<p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
			<p>第7項第1号ハ</p>	<p>当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海城公園地区内において処理するものでないこと。</p> <p>ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合においては、この限りでない。</p>
			<p>第7項第2号ロ</p>	<p>盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p>
			<p>第7項第2号ハ</p>	<p>法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が彌土種を用いる等行為の場合及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。</p>
			<p>第7項第2号ニ</p>	<p>ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p>
			<p>第7項第2号ホ</p>	<p>線形を地形に順応させること又は橋りよう、棧道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p>
			<p>第7項第2号ホ</p>	<p>擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
			<p>特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>	<p>特別保護地区等 特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等</p>
			<p>第1号</p>	<p>自然草地等 自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域</p>
			<p>第2号</p>	<p>道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>
<p>第3号</p>	<p>関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むもの）にあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000㎡以上とされていること。</p>			
<p>第4号</p>	<p>前号に規定する計画において、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。</p>			
<p>第5号</p>	<p>第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。</p>			
<p>第6号</p>	<p>第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。</p>			
<p>第7号</p>	<p>関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。</p> <p>イ 一分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。</p> <p>ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第29条第3項、第24条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。</p>			
<p>第8号</p>	<p>第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。</p>			
<p>第9号</p>	<p>関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。</p>			

京都府 C 地区（平成 12 年 10 月 12 日付け環境省告示第 70 号）

項	行為の種類	号	基準の内容
第 1 項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、排水、排水、換気、暖房、冷房、消火、昇降機若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第 1 号	設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第 2 号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内において行われるものでないこと。 特別保護地区、第 1 種特別地域、海城公園地区
		イ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がなされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの
		ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がなされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、灌原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
第 3 号			当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
第 4 号			当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
第 5 号			当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第 6 号			当該建築物の撤去に関する計画が定められ、かつ、当該建築物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされていること。
ただし書			既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
第 1 号			設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
第 5 号			当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第 6 号			当該建築物の撤去に関する計画が定められ、かつ、当該建築物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされていること。

兵庫県 B 地区（平成 12 年 10 月 12 日付け環境省告示第 70 号）

項	行為の種類	号	基準の内容
第 2 項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和 50 年 4 月 1 日（同日後に申請に係る場所が特別地域、	第 1 項第 2 号	特別保護地区、第 1 種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。
		第 1 項第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合は著しい妨げにならないものであること。
		第 1 項第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第 1 項第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		本文	

第4項	<p>特別保護地区又は海城公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住している者の住宅若しくは住宅部分を含有する行為について法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可の申請をした分譲地等(第4項に規定するものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれららの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	<p>当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13m<sup>20m</sup> (その高さが現に13m<sup>20m</sup>を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p>									
	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)に集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却することと、貸付けをすること若しくは一時的に使用せしめられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれららの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	<p>既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>既存建築物の改築等 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地区、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。</p> <p>分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m<sup>20m</sup> (その高さが現に10m<sup>20m</sup>を超える既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p> <p>分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m (その高さが現に13mを超える既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が1000㎡以上であること。</p> <p>集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。</p> <p>第7号 総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表</p> <table border="1" data-bbox="1053 465 1177 1377"> <tr> <td>地種区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地区</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地区</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table> <p>第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が20%を超えないものであること。</p> <p>第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。</p> <p>第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地区	20%以下	40%以下	第3種特別地区	20%以下	60%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合									
第2種特別地区	20%以下	40%以下									
第3種特別地区	20%以下	60%以下									

		第11号	<p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>ただし書</p> <p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5号</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															
第6項	<p>工物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</p> <p>本文</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第7号</p> <p>当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。</p> <p>第4項第11号</p> <p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>第1号</p> <p>当該建築物の高さが13m20m（その高さが現に13m20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>第2号</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>	<p>第1項第2号</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号</p> <p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第7号</p> <p>当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号</p> <p>当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。</p> <p>第4項第11号</p> <p>当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p> <p>第1号</p> <p>当該建築物の高さが13m20m（その高さが現に13m20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>第2号</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
	<p>ただし書</p> <p>第2項ただし書に規定する行為に該当するもの又は農林漁業に関連する地場産業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第1項第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p>																	

<p>第9項 工物の新築、改築又は増築のうち分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の 新築、改築又は増築</p>	<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>農林漁業に関連する地場産業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築</p>	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
<p>第7項第1号ハ</p>	<p>第7項第1号ハ</p>	<p>当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。</p>
<p>第7項第2号ロ</p>	<p>第7項第2号ロ</p>	<p>ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>第7項第2号ハ</p>	<p>第7項第2号ハ</p>	<p>盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p>
<p>第7項第2号ニ</p>	<p>第7項第2号ニ</p>	<p>法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。</p>
<p>第7項第2号ホ</p>	<p>第7項第2号ホ</p>	<p>ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>第1号</p>	<p>特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>	<p>擁壁その他附帯工物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
<p>第2号</p>	<p>特別保護地区等</p>	<p>法面を地形に順応させること又は橋りよう、棧道、すい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p>
<p>第3号</p>	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等</p>	<p>擁壁その他附帯工物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
<p>第4号</p>	<p>自然草地等</p>	<p>自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域</p>
<p>第5号</p>	<p>道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地区等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>	<p>自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域</p>
<p>第5号</p>	<p>関連分譲地区等の造成の計画において、分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000㎡以上とされていること。</p>	<p>道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地区等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>
<p>第5号</p>	<p>前号に規定する計画において、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。</p>	<p>前号に規定する計画において、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とする</p>
<p>第5号</p>	<p>前号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。</p>	<p>前号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。</p>

第6号	第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
第7号	関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
イ	一分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
ロ	購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受けられらる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
第8号	第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
第9号	関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。

鳥取県A地区（平成12年10月12日付け環境省告示第70号）

項	行為の種類	号	基準の内容								
第4項	上作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）に集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的として、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合は著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該建築物が山稜線に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。</p> <p>分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。</p> <p>集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。</p>								
第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第4項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の土欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合									
第2種特別地域	20%以下	40%以下									
第3種特別地域	20%以下	60%以下									
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。										
第8号	番号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。										

第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
		第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
		第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が600㎡未満	10%以下	20%以下
第2種特別地域内における敷地面積が600㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
第3種特別地域	20%以下	60%以下



		第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
		第8号
		第9号
		関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。

鳥取県B地区（平成12年10月12日付け環境省告示第70号）

項	行為の種類	号	基準の内容																								
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち各 項の規定の適用を受ける建築物の新築、 改築又は増築以外の建築物の新築、改築 又は増築	本文	特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。																								
		第1項第2号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合は著しい妨げにならないものであること。																								
		第1項第3号	当該建築物が山稜線が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																								
		第1項第4号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																								
		第1項第5号	当該建築物の水平投影外周線が30%を超えないものであること。																								
		第4項第7号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等一般国道178号線の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																								
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。																								
		第4項第10号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。																								
		第4項第11号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																								
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																								
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、第2項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積第4項第6号の表の上欄に掲げる地域に掲げること、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げること。																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>地種区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																									
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																									
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																									
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																									
第3種特別地域	20%以下	60%以下																									
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																									
第2種特別地域	20%以下	40%以下																									
第3種特別地域	20%以下	60%以下																									
ただし書			第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																								

			<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>	<p>第2項ただし書に規定する行為</p>
--	--	--	--	-----------------------

鳥取県C地区（平成12年10月12日付け環境省告示第70号）

項	行為の種類	号	基準の内容	
第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</p>	本文		
		第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。	
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。	
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。	
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。	
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積第4項第6号の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が300㎡未満	10%以下	20%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が300㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
		第3種特別地域	20%以下	60%以下

地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域	20%以下	40%以下
第3種特別地域	20%以下	60%以下

ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第2項ただし書に規定する行為	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を目的とするものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>

鳥取県D地区（平成12年10月12日付け環境省告示第70号）

項	行為の種類	号	基準の内容									
第4項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（分譲ホテル（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。））、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。））若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲すること等を目的とした一連の土地若しくは売却することを目的として貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	<p>第1号 保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。</p> <p>第2号 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>第3号 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>第4号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。</p> <p>第5号 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。</p> <p>第6号 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の土欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>地種区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合										
第2種特別地域	20%以下	40%以下										
第3種特別地域	20%以下	60%以下										



第5号	第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。	
第6号	第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。	
第7号	関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。	
第8号	イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。	
	ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受けられなければならない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。	
第8号	第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。	
第9号	関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。	
第24項 土地の開墾、土地の形状変更	第1号	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
	ただし書	当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成できないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。	
第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。	
第3号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。	
第4号	ただし書	既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
	廃棄物の埋立てによるものでないこと。	
第5号	ただし書	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる集積景等の措置により従前より好ましい風致を形成することになるときは、この限りでない。
	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
第6号	ただし書	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
	開墾し、又は計上を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。	
第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。	

鳥取県E地区（平成12年10月12日付け環境省告示第70号）

項	行為の種類	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。

項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築

第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。															
第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。															
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。															
第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線が30%を超えないものであること。															
第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。															
第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上はなれていること。															
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。															
第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。															
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。															
	<table border="1"> <tr> <td>地種区分と敷地面積の区分</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下														
ただし書	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為          既存の建築物の改築、改築又は増築による建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためめやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要でありかつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができさないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5号          当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															

鳥取砂丘地区（平成16年4月23日付け環境省告示第30号）

項	行為の種類	基準の内容
第1項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいひ、	
第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転又は除却することができるものであること。	
第2号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内において行われるものでないこと。	

建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築

<p>建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築</p>	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区</p>
<p>イ</p>	<p>第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの</p> <p>(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域  (2) 野生動物植物の生息地又は生育地として重要な地域  (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域  (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p>
<p>第3号</p>	<p>当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p>
<p>第4号</p>	<p>当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p>
<p>第5号</p>	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
<p>第6号</p>	<p>当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされていること。</p>
<p>ただし書</p>	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）若しくは又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができなると認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するもの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事に関する行われる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、野生動物植物の生息地若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p>
<p>第1号</p>	<p>設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p>
<p>第5号</p>	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
<p>第6号</p>	<p>当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p>
<p>本文</p>	<p>設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p>
<p>第1号</p>	<p>当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後には跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p>
<p>第1号</p>	<p>次に掲げる地域内において行われるものでないこと。</p>
<p>イ</p>	<p>特別保護地区、第1種特別地域又は海城公園地区</p>
<p>ロ</p>	<p>第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの</p> <p>(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域  (2) 野生動物植物の生息地又は生育地として重要な地域  (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域  (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p>
<p>第1項第3号</p>	<p>当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p>



		<p>第32項 動物の放出（家畜の放牧を含む） 野外における物の集積、貯蔵 火入れ又はたき火 道路等以外の場所での車馬の使用等 物の係留 指定区域での動力船の使用</p>	<p>●第3号 指導標、案内標その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにおいて、第1号二から前号二の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合すること。 第1号二 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。 第1号ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。 第1号ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 前号二 広告物等を設置する場あつては、その高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場あつては、その表示面の高さが5m以下のものであること。 イ 表示面の面積が5㎡（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10㎡）以下であること。 ロ 設置者名の表示面積が300cm<sup>2</sup>以下であること。 ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。 ●第4号 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号へ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合すること。 第1号へ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 前号ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。 イ 表示面積が300cm<sup>2</sup>以下であること。 ロ 商品名の表示がないものであること。 ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。 ●第5号 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて、地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関するもの、買付、保安の目的で行われるもの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援するもの（特別保護地区内の砂を利用したものに限る。）であつて、野生動物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。 第25項第1号 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。 当該行為が反復継続して行われるものでないこと。 ただし書 法第21条第3項第6号及び第10号に掲げる行為のうち、鳥取県又は鳥取市が主催し、共催し、又は後援する一時的な行事に関する行為であつて、野生動物の生息又は生育上その他の景観の維持上重要な支障を及ぼすおそれがないと認められるものにあつては、この限りではない。 法第21条第3項第6号 火入れ又はたき火をすること。 法第21条第3項第10号 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p>
--	--	---	---



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (京都府 A-1 地区)



凡 例	
1 - 2	道路界
2 - 3	町界
3 - 4	国立公園界
4 - 5	保安林界
5 - 1	国立公園界
6 - 7	国立公園界
7 - 6	保安林界
8 - 8	保安林界

京都府 A-1 地区区域図
京都府京丹後市網野町浜詰、木津
1 : 5, 0 0 0



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (京都府A-2地区)



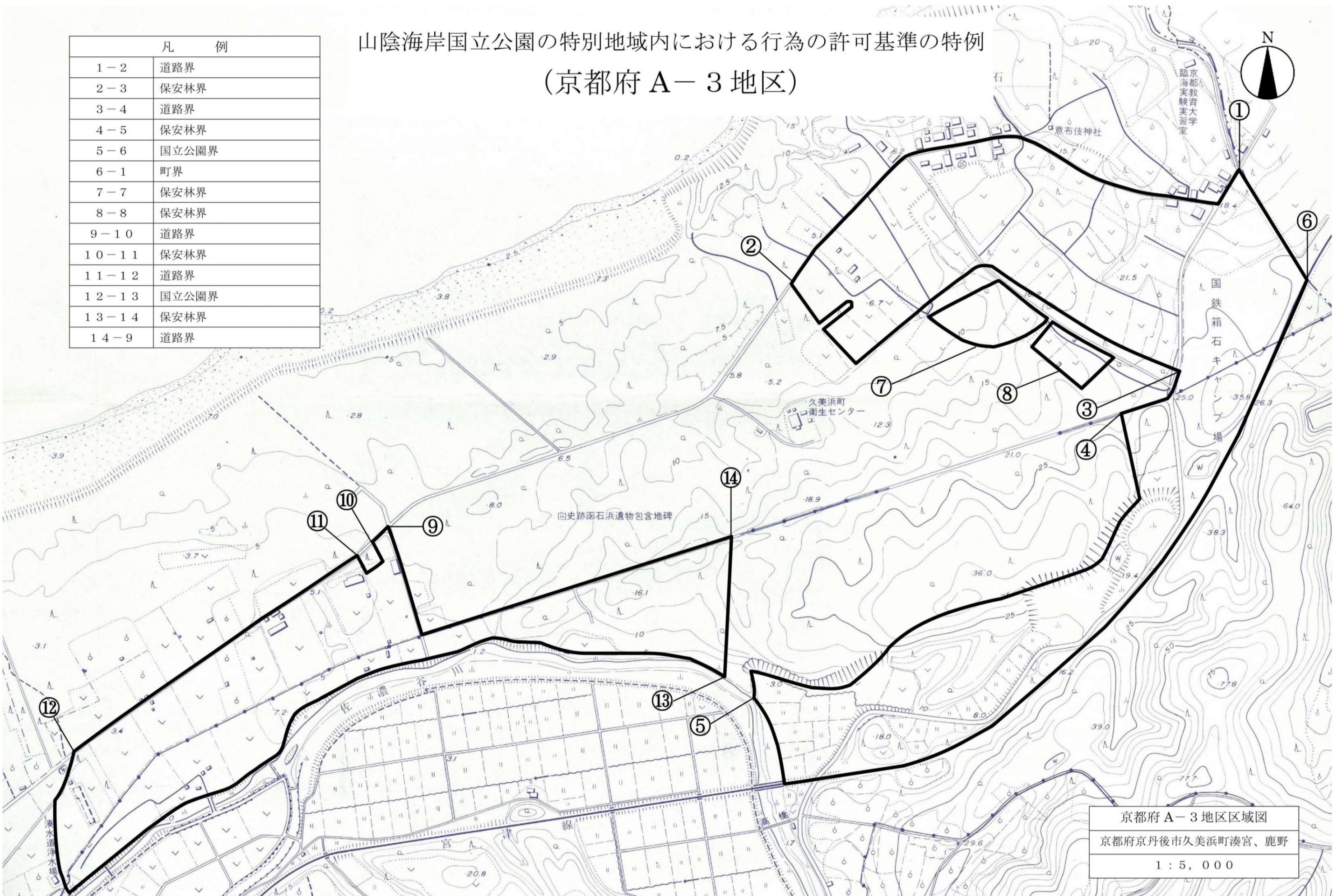
凡 例	
1-2	道路敷(除)界(町道)
2-3	道路敷(除)界(区道)
3-4	地類界(田畑・山林)
4-1	地番界

京都府A-2地区区域図
京都府京丹後市久美浜町(箱石地区)
1:2,500



# 山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (京都府 A-3 地区)

凡 例	
1-2	道路界
2-3	保安林界
3-4	道路界
4-5	保安林界
5-6	国立公園界
6-1	町界
7-7	保安林界
8-8	保安林界
9-10	道路界
10-11	保安林界
11-12	道路界
12-13	国立公園界
13-14	保安林界
14-9	道路界



京都府 A-3 地区区域図  
京都府京丹後市久美浜町湊宮、鹿野  
1 : 5, 000



# 山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (京都府B-1地区)

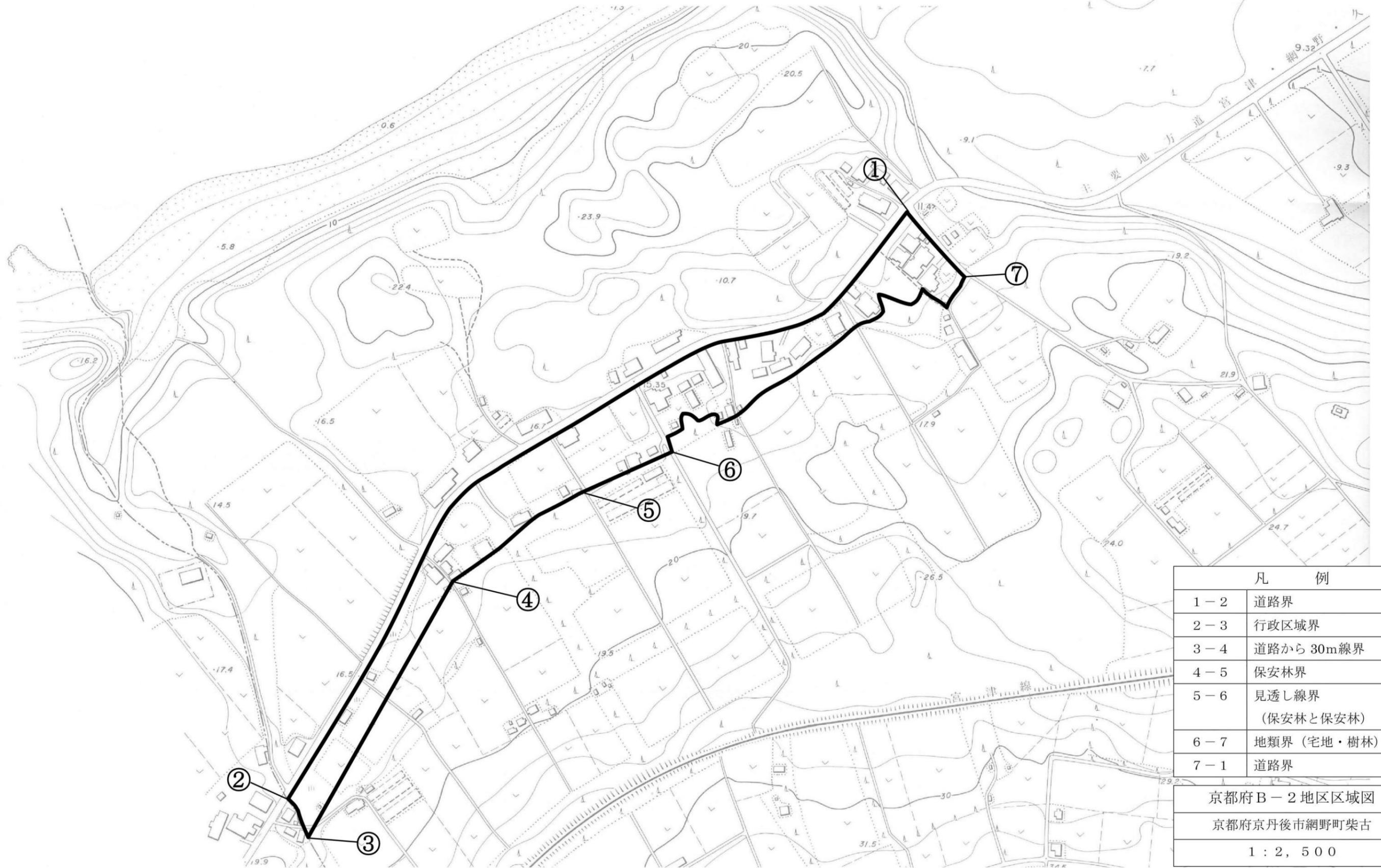


凡 例	
1-2	保安林界
2-1	道路敷(除)界
3-4	保安林界
4-3	道路敷(除)界

京都府B-1地区区域図  
京都府京丹後市網野町浜詰  
1:2,500



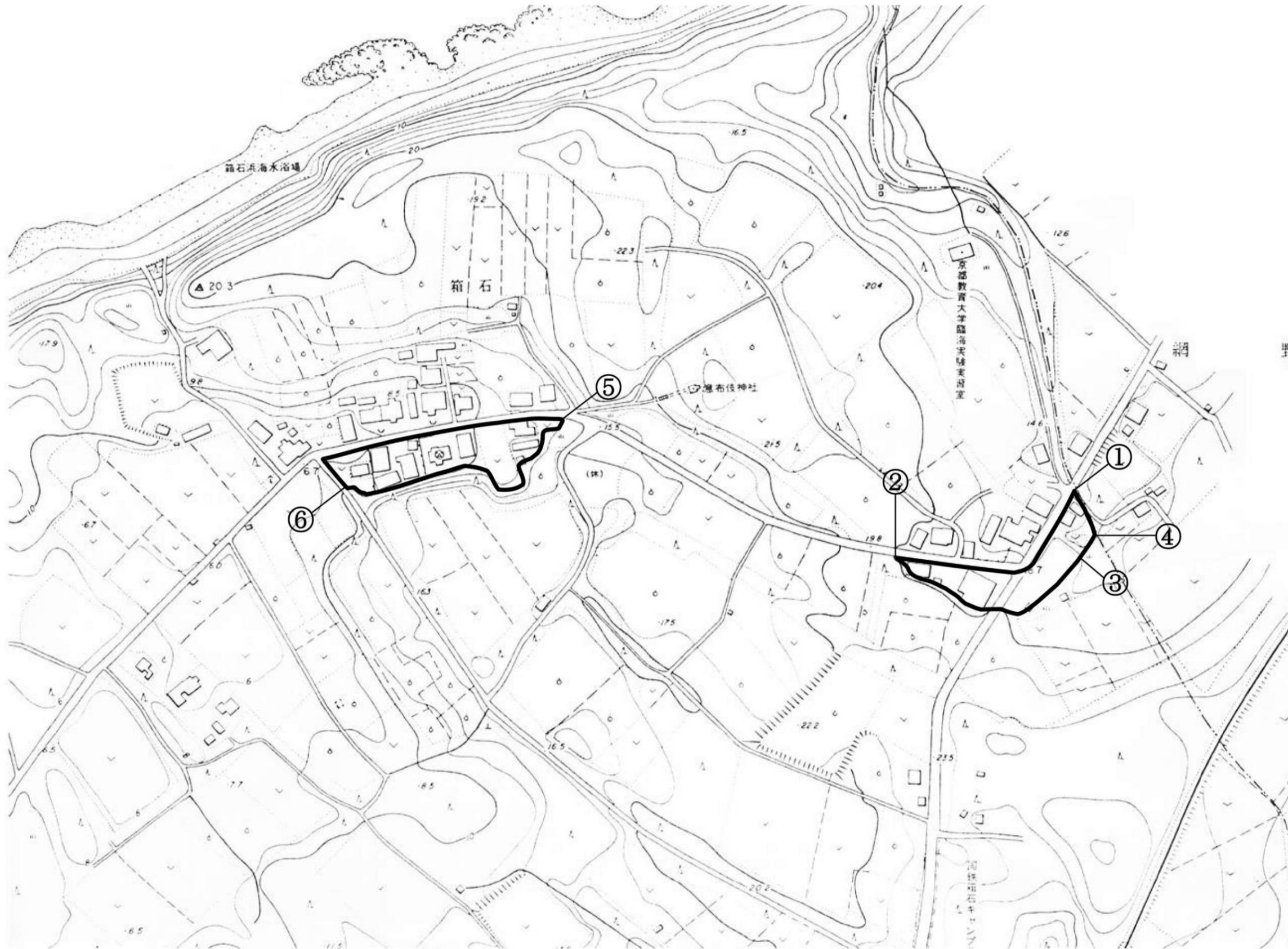
# 山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (京都府B-2地区)



凡 例	
1-2	道路界
2-3	行政区域界
3-4	道路から30m線界
4-5	保安林界
5-6	見越し線界 (保安林と保安林)
6-7	地類界 (宅地・樹林)
7-1	道路界
京都府B-2地区区域図	
京都府京丹後市網野町柴古	
1 : 2, 500	



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(京都府B-3地区)

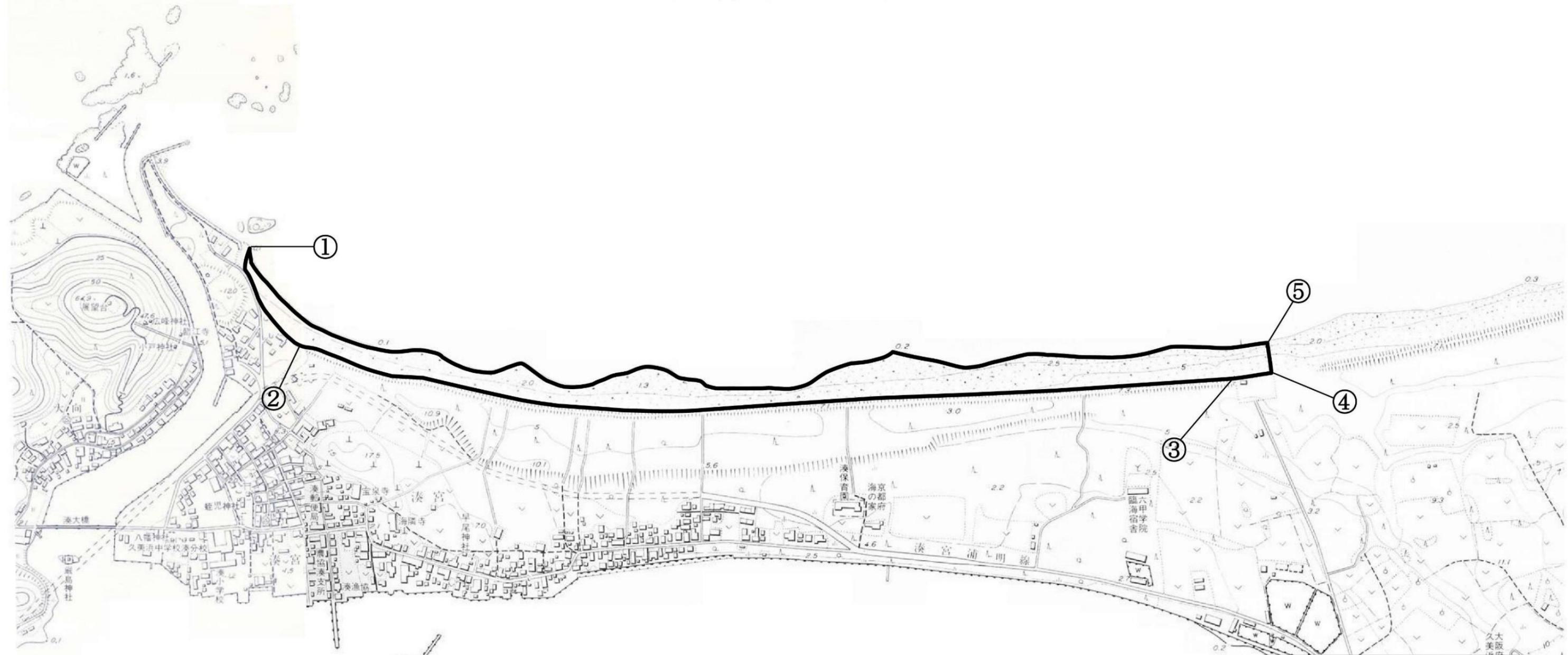


凡 例	
1-2	道路界
2-3	地類界 (宅地・樹林)
3-4	道路より 30m線界
4-1	字界
5-6	道路界
6-5	地類界 (土手)

京都府B-3地区区域図
京都府京丹後市久美浜町箱石
1 : 2, 500



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(京都府C地区)



凡 例	
1-2	第1種特別地域界
2-3	道路(遊歩道界)
3-4	第1種特別地域界
4-5	見通し線界
5-1	汀線界

京都府C地区区域図
京都府京丹後市久美浜町湊宮
1 : 5000



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(兵庫県A-1地区)



凡 例	
1-2	等高線界 (180m)
2-3	谷界
3-4	等高線界 (140m)
4-1	見通し線界

兵庫県A-1地区区域図
兵庫県美方郡香美町香住区大字余部小字御崎
1 : 2,500



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (兵庫県A-2地区)



凡 例	
1-2	道路界
2-3	地類界 (宅地・農地・山裾)
3-1	農用地界

兵庫県A-2地区区域図
兵庫県豊岡市城崎町戸島
1 : 2,500



# 山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (兵庫県A-3地区)



凡 例	
1-2	道路界
2-1	地類界(山裾)

兵庫県A-3地区区域図  
 兵庫県豊岡市竹野町竹野字西町  
 1 : 2,500



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(兵庫県A-4地区)

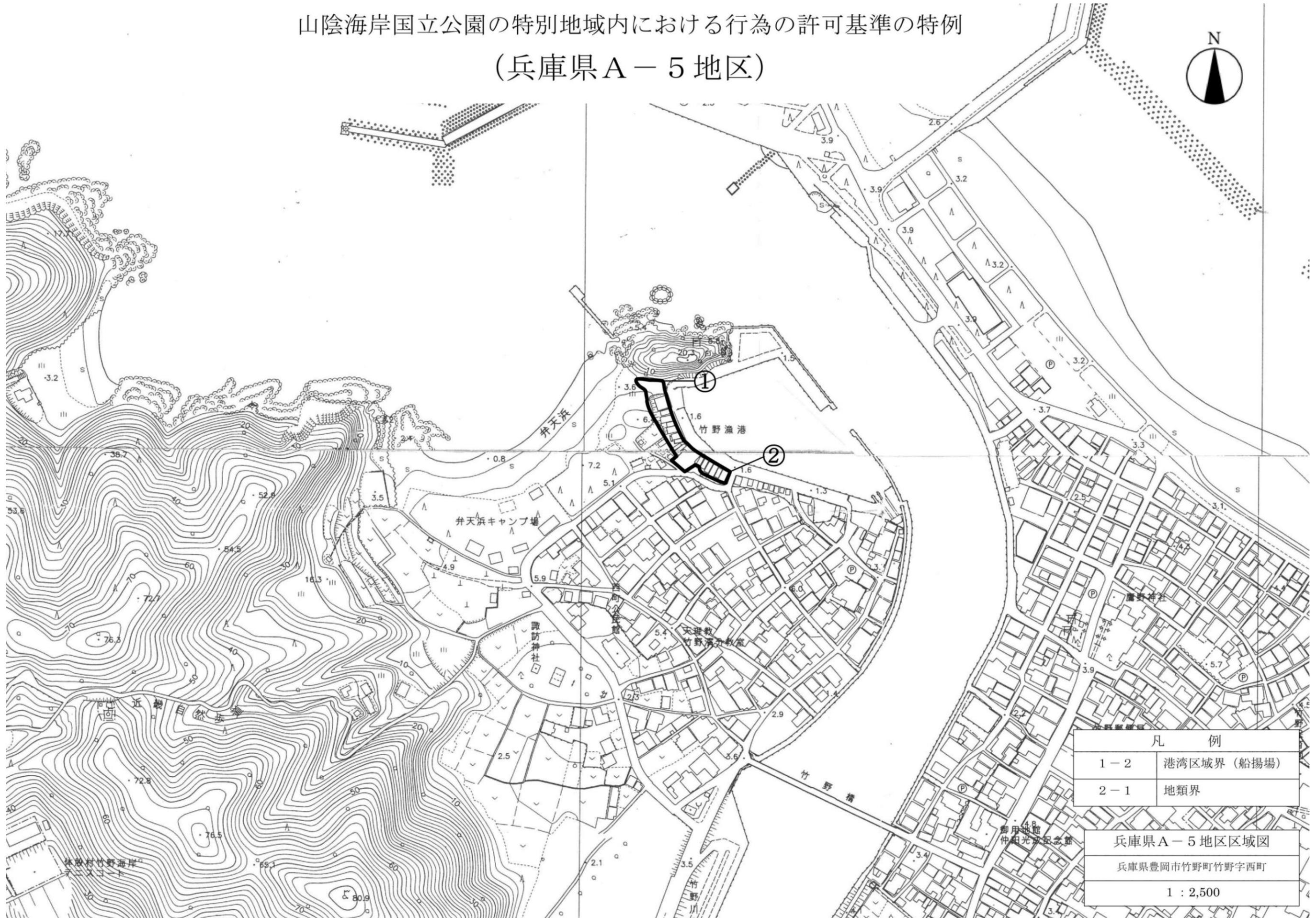


凡 例	
1-2	地類界
2-1	鉄道敷界
3-4	公園区域界
4-5	道路界
5-6	堰堤界
6-3	河川界
7-8	道路界
8-7	地類界(山裾)

兵庫県A-4地区区域図
兵庫県美方郡香美町香住区大字鑑
1 : 2,500

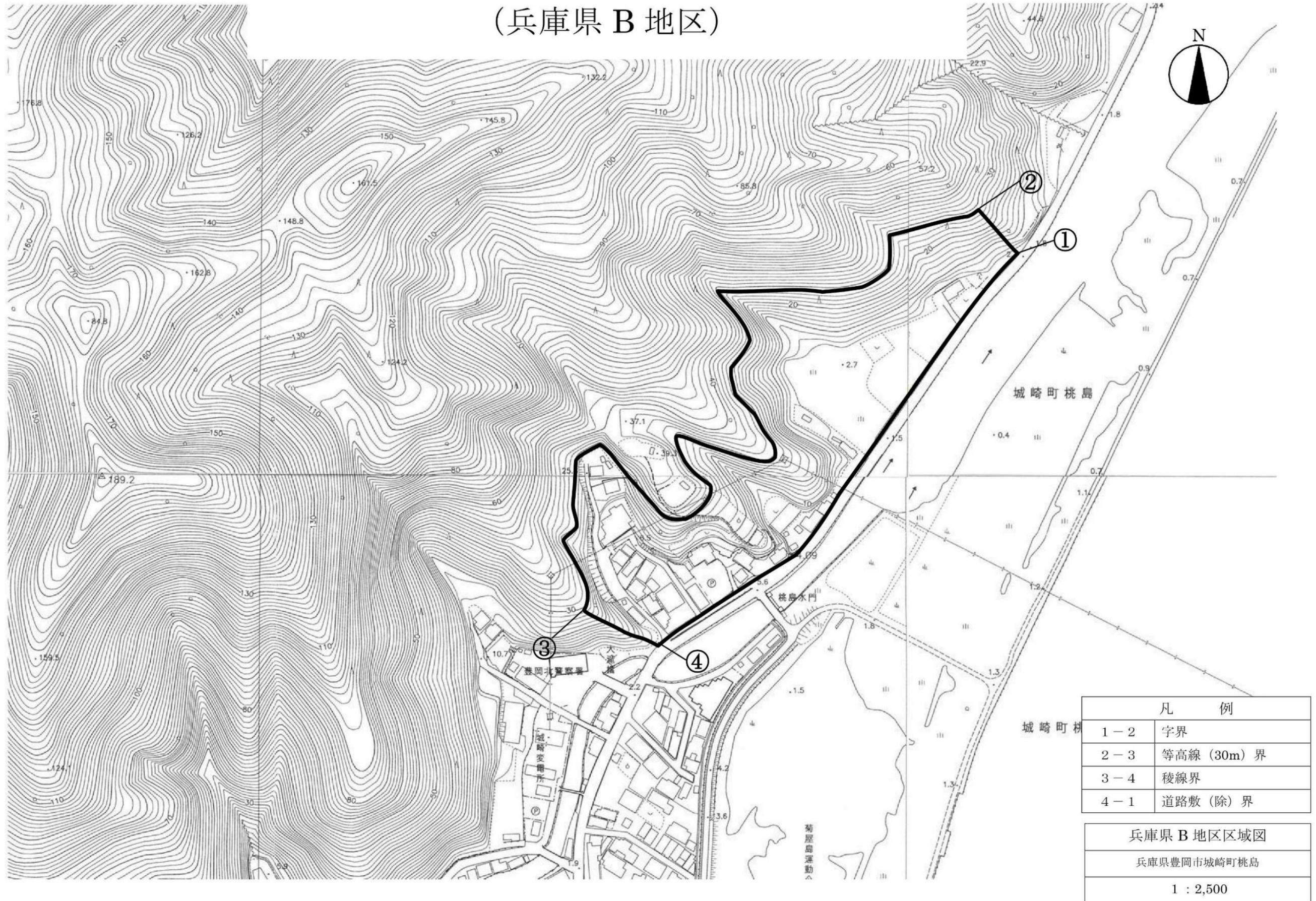


山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(兵庫県A-5地区)





山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(兵庫県 B 地区)





# 山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (鳥取県 A 地区)

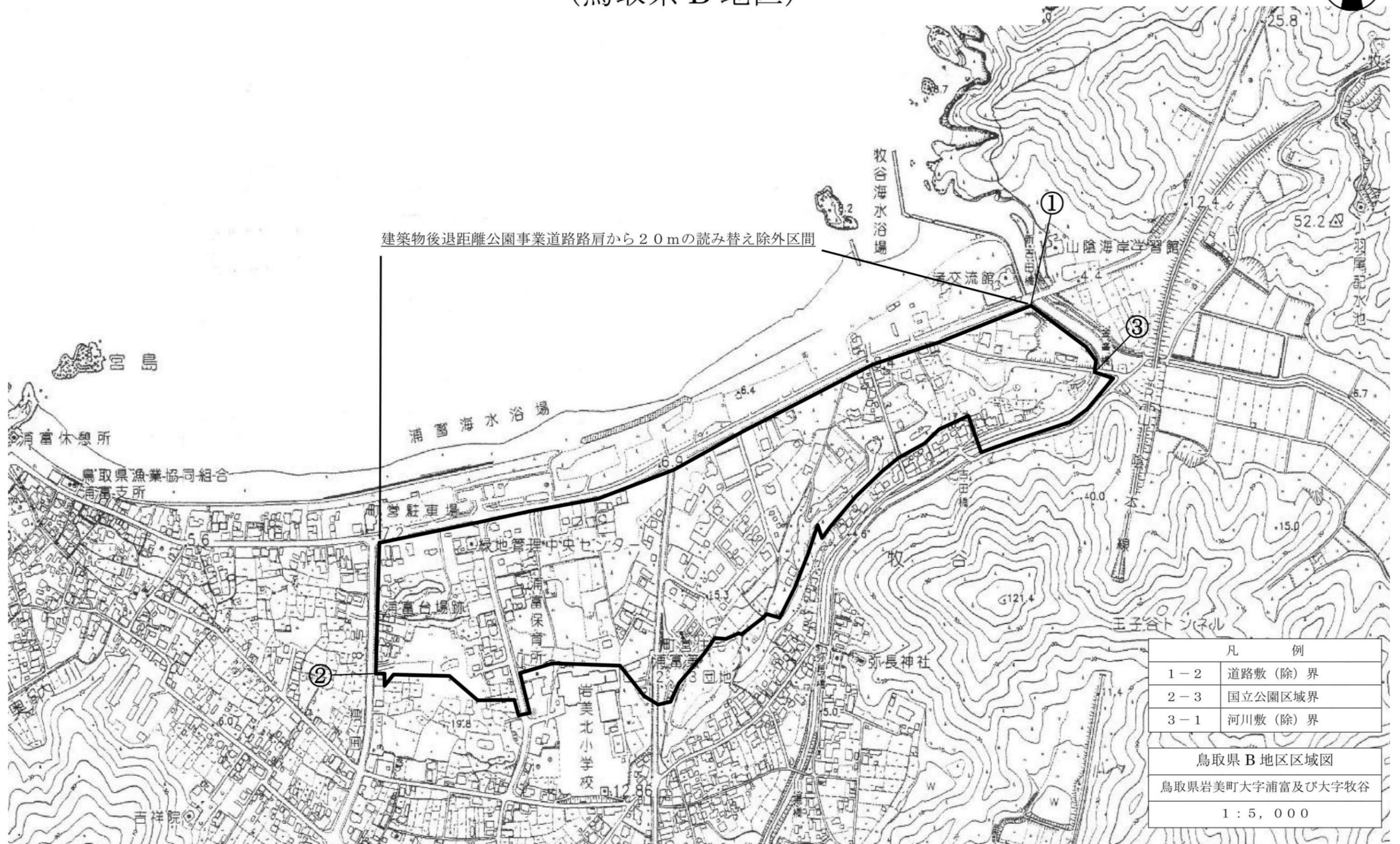


凡 例	
1 - 2	工作物界 (護岸・駐車場)
2 - 3	国立公園区域界
3 - 1	道路敷 (除) 界
4 - 5	道路敷 (除) 界
5 - 4	地類 (山裾) 界
6 - 7	地類 (山裾) 界
7 - 6	国立公園区域界

鳥取県 A 地区区域図  
鳥取県岩美町大字浦富  
1 : 5, 0 0 0

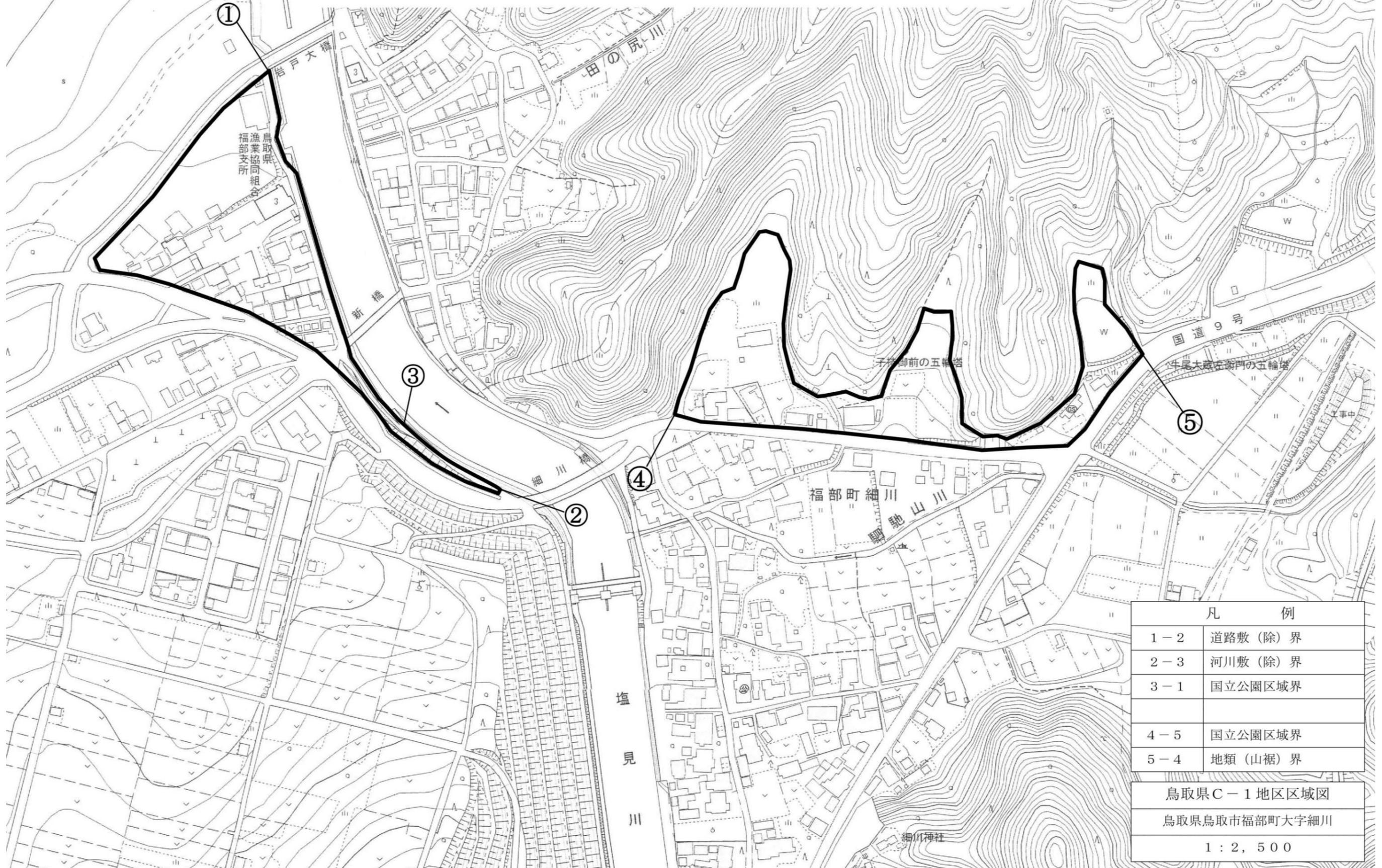


山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(鳥取県 B 地区)





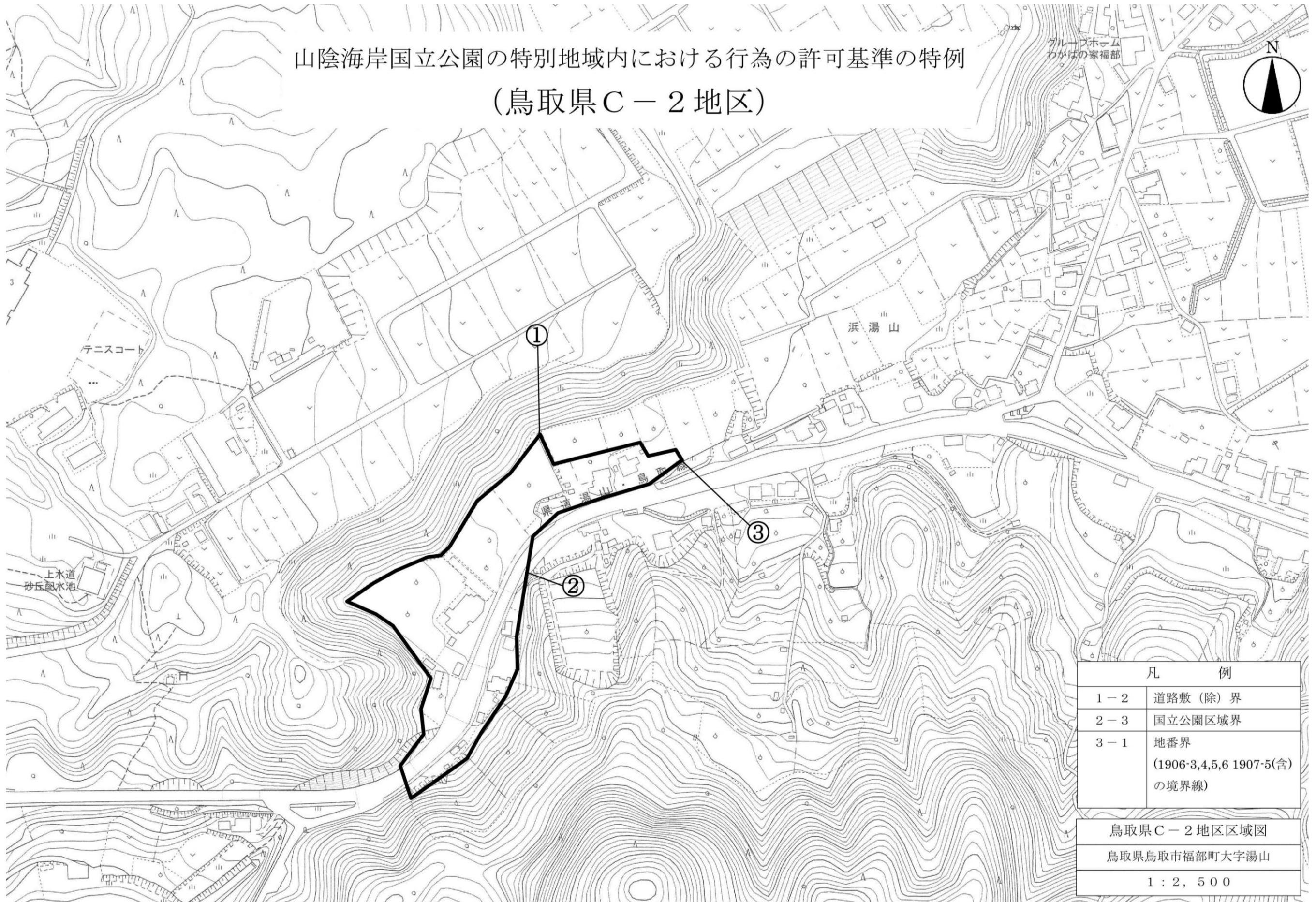
# 山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 (鳥取県C-1地区)



凡 例	
1-2	道路敷(除)界
2-3	河川敷(除)界
3-1	国立公園区域界
4-5	国立公園区域界
5-4	地類(山裾)界
鳥取県C-1地区区域図	
鳥取県鳥取市福部町大字細川	
1:2,500	



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (鳥取県C-2地区)

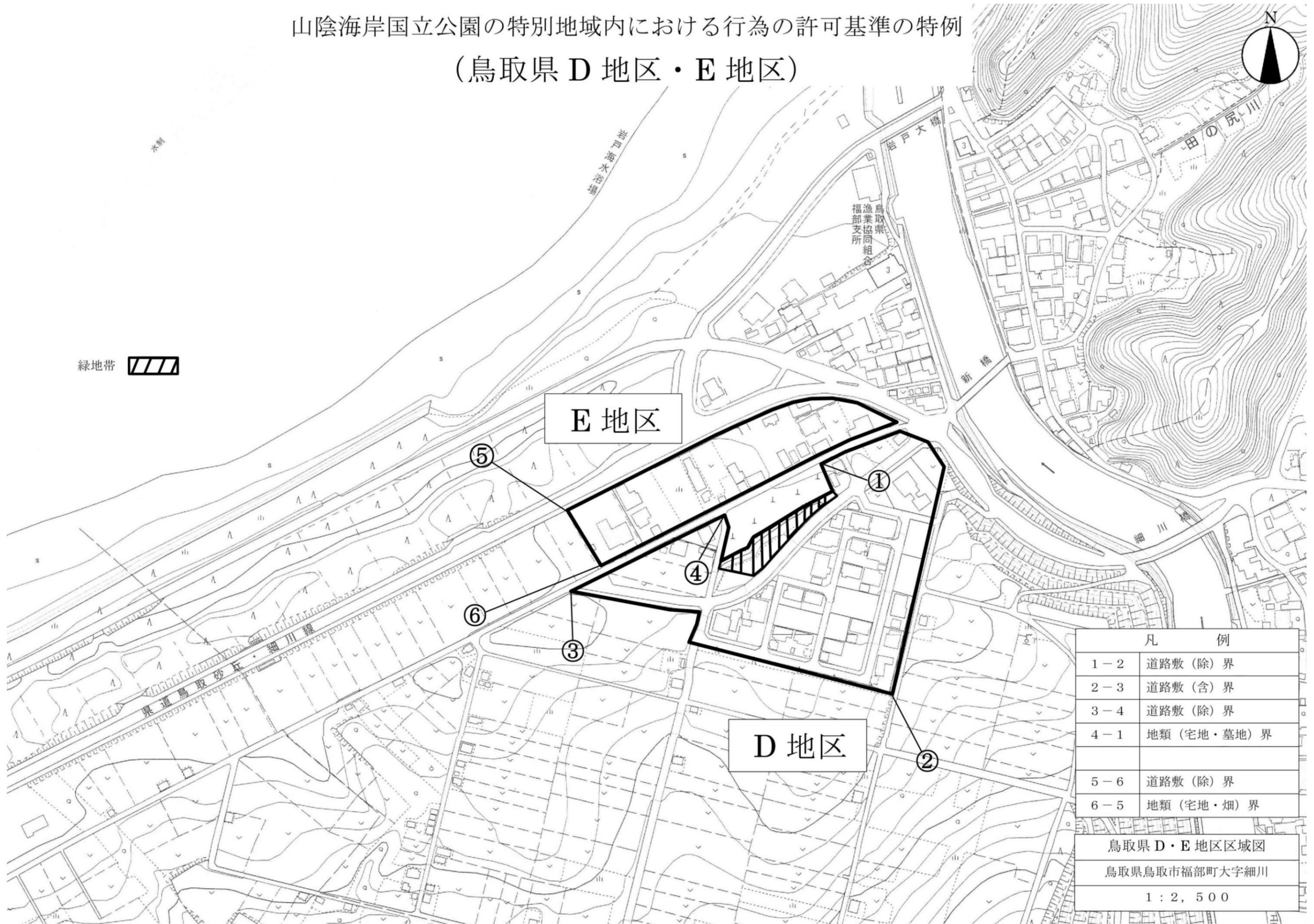


凡 例	
1-2	道路敷(除)界
2-3	国立公園区域界
3-1	地番界 (1906-3,4,5,6 1907-5(含) の境界線)

鳥取県C-2地区区域図  
 鳥取県鳥取市福部町大字湯山  
 1:2,500



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (鳥取県 D 地区・E 地区)



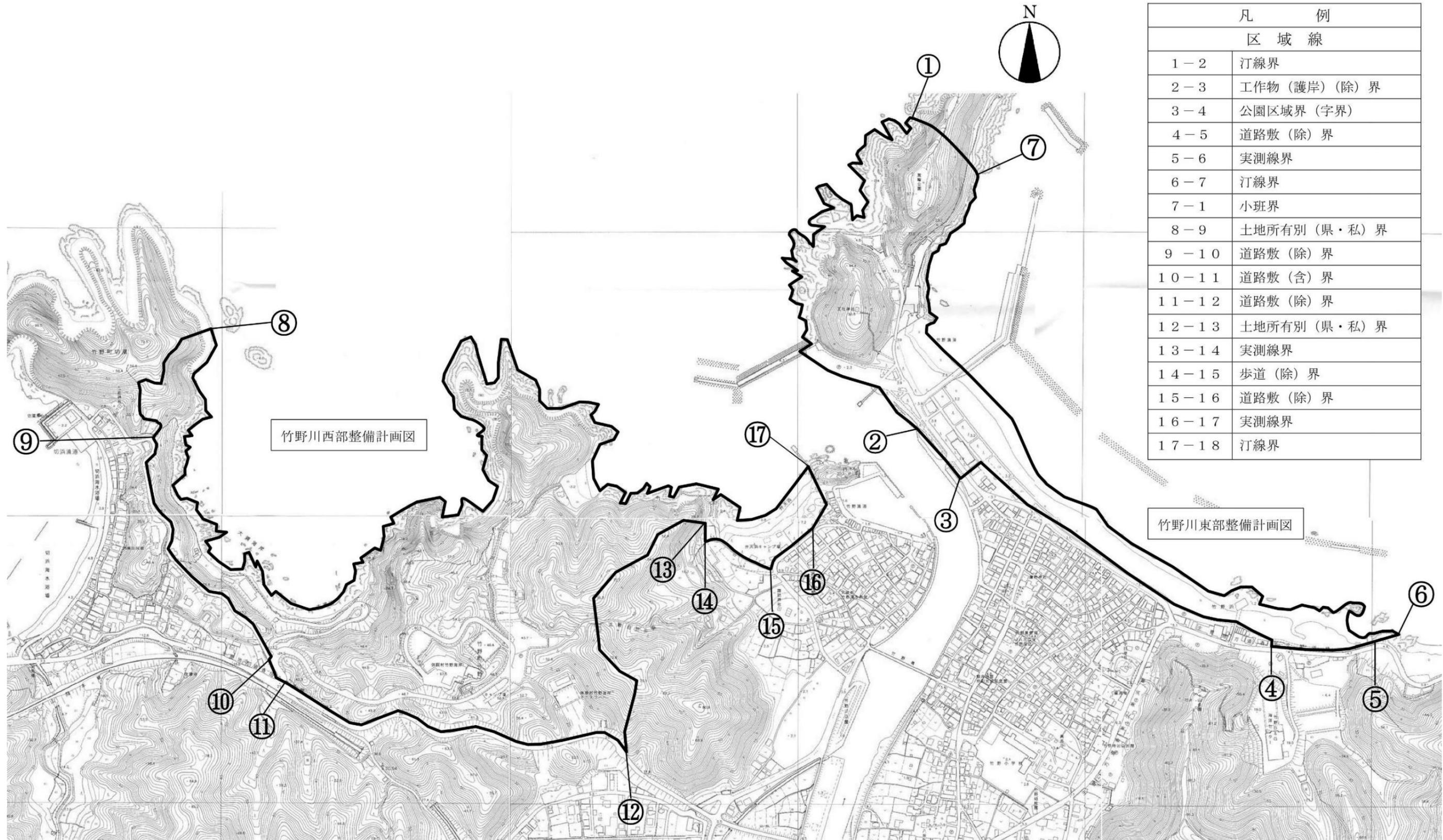
凡 例	
1-2	道路敷 (除) 界
2-3	道路敷 (含) 界
3-4	道路敷 (除) 界
4-1	地類 (宅地・墓地) 界
5-6	道路敷 (除) 界
6-5	地類 (宅地・畑) 界
鳥取県 D・E 地区区域図	
鳥取県鳥取市福部町大字細川	
1 : 2, 500	







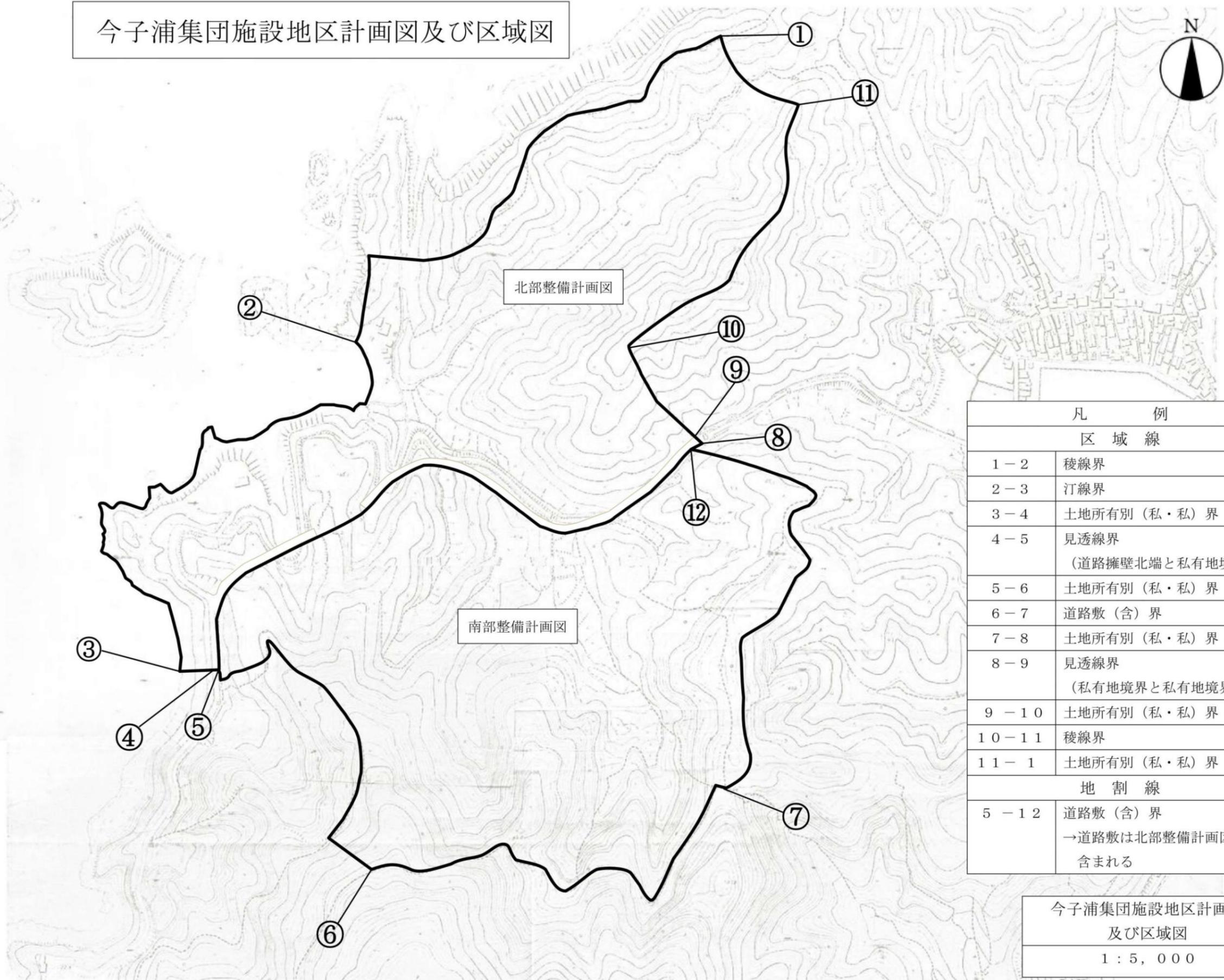
竹野集団施設地区計画図及び区域図



凡 例	
区 域 線	
1 - 2	汀線界
2 - 3	工作物（護岸）（除）界
3 - 4	公園区域界（字界）
4 - 5	道路敷（除）界
5 - 6	実測線界
6 - 7	汀線界
7 - 1	小班界
8 - 9	土地所有別（県・私）界
9 - 10	道路敷（除）界
10 - 11	道路敷（含）界
11 - 12	道路敷（除）界
12 - 13	土地所有別（県・私）界
13 - 14	実測線界
14 - 15	歩道（除）界
15 - 16	道路敷（除）界
16 - 17	実測線界
17 - 18	汀線界



今子浦集団施設地区計画図及び区域図



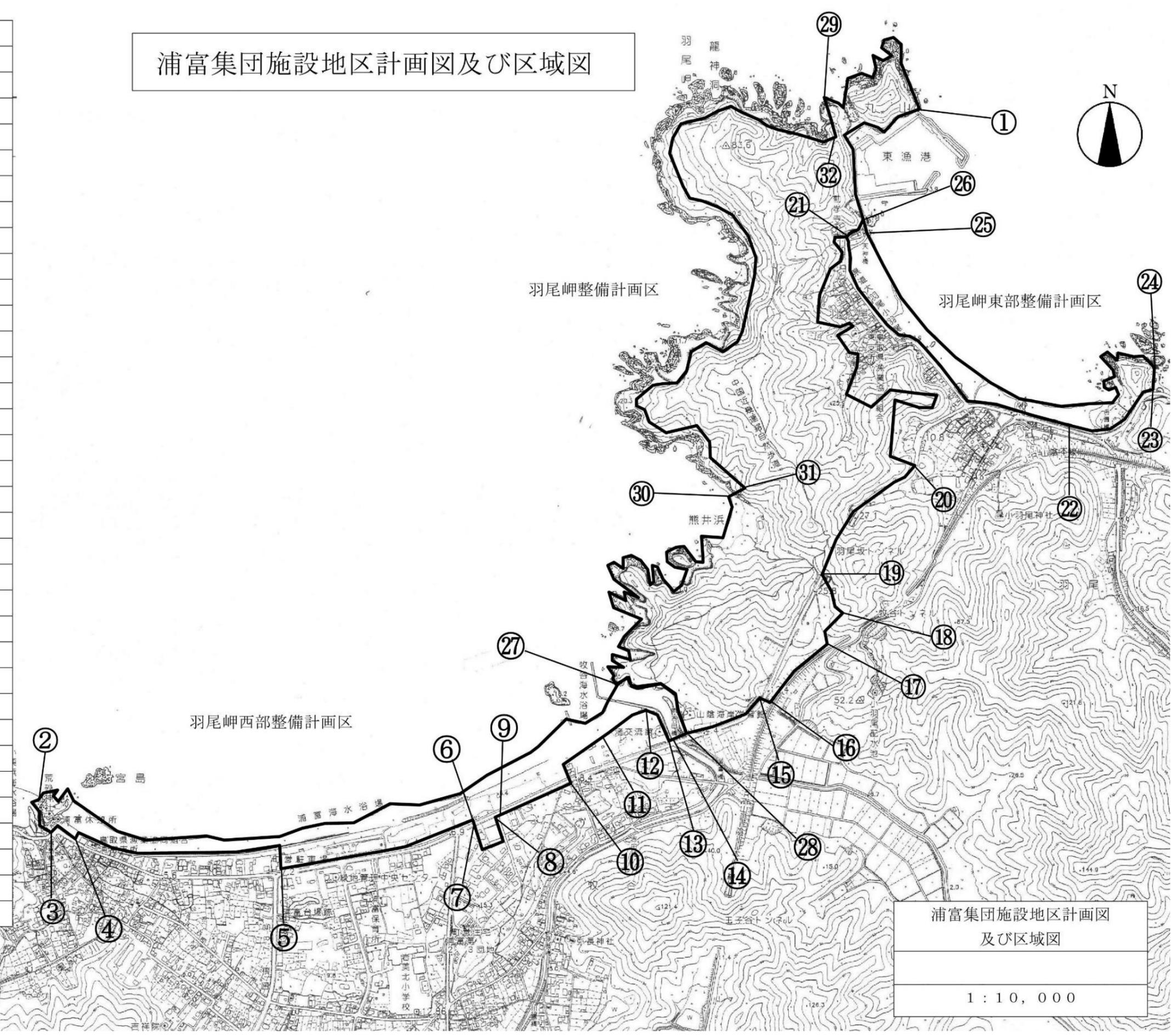
凡 例	
区 域 線	
1 - 2	稜線界
2 - 3	汀線界
3 - 4	土地所有別 (私・私) 界
4 - 5	見透線界 (道路擁壁北端と私有地境界)
5 - 6	土地所有別 (私・私) 界
6 - 7	道路敷 (含) 界
7 - 8	土地所有別 (私・私) 界
8 - 9	見透線界 (私有地境界と私有地境界)
9 - 10	土地所有別 (私・私) 界
10 - 11	稜線界
11 - 1	土地所有別 (私・私) 界
地 割 線	
5 - 12	道路敷 (含) 界 →道路敷は北部整備計画区に 含まれる

今子浦集団施設地区計画図  
及び区域図  
1 : 5, 000



凡 例	
区 域 線	
1 - 29	汀線界
29 - 32	稜線界
32 - 31	汀線から50m線
31 - 30	稜線界
30 - 2	汀線界
2 - 3	河川敷(除)界
3 - 4	道路敷(除)界
4 - 5	工作物(護岸・駐車場)(含)界
5 - 6	道路敷(除)界
6 - 7	見透線界(路肩・路肩)
7 - 8	地番界
8 - 9	見透線界(路肩・路肩)
9 - 10	道路敷(含)界
10 - 11	字界
11 - 12	土地所有別(公・私)界
12 - 13	河川敷(含)界
13 - 14	見透線界(河川敷・路肩)
14 - 15	道路敷(除)界
15 - 16	見透線界(路肩・線路敷)
16 - 17	鉄道敷(除)界
17 - 18	字界
18 - 19	等高線(40m)界
19 - 20	道路敷(除)界
20 - 21	国立公園界(小字界)
21 - 22	国立公園界(道路敷(除))
22 - 23	道路敷(除)界
23 - 24	見透線界(路肩・汀線)
24 - 25	汀線界
25 - 26	土地所有別(国・私)界
26 - 1	漁港区域(除)界
地 割 線	
27 - 28	河川敷(除)界
21 - 26	道路敷(除)界

浦富集団施設地区計画図及び区域図



浦富集団施設地区計画図  
及び区域図  
1 : 10, 000

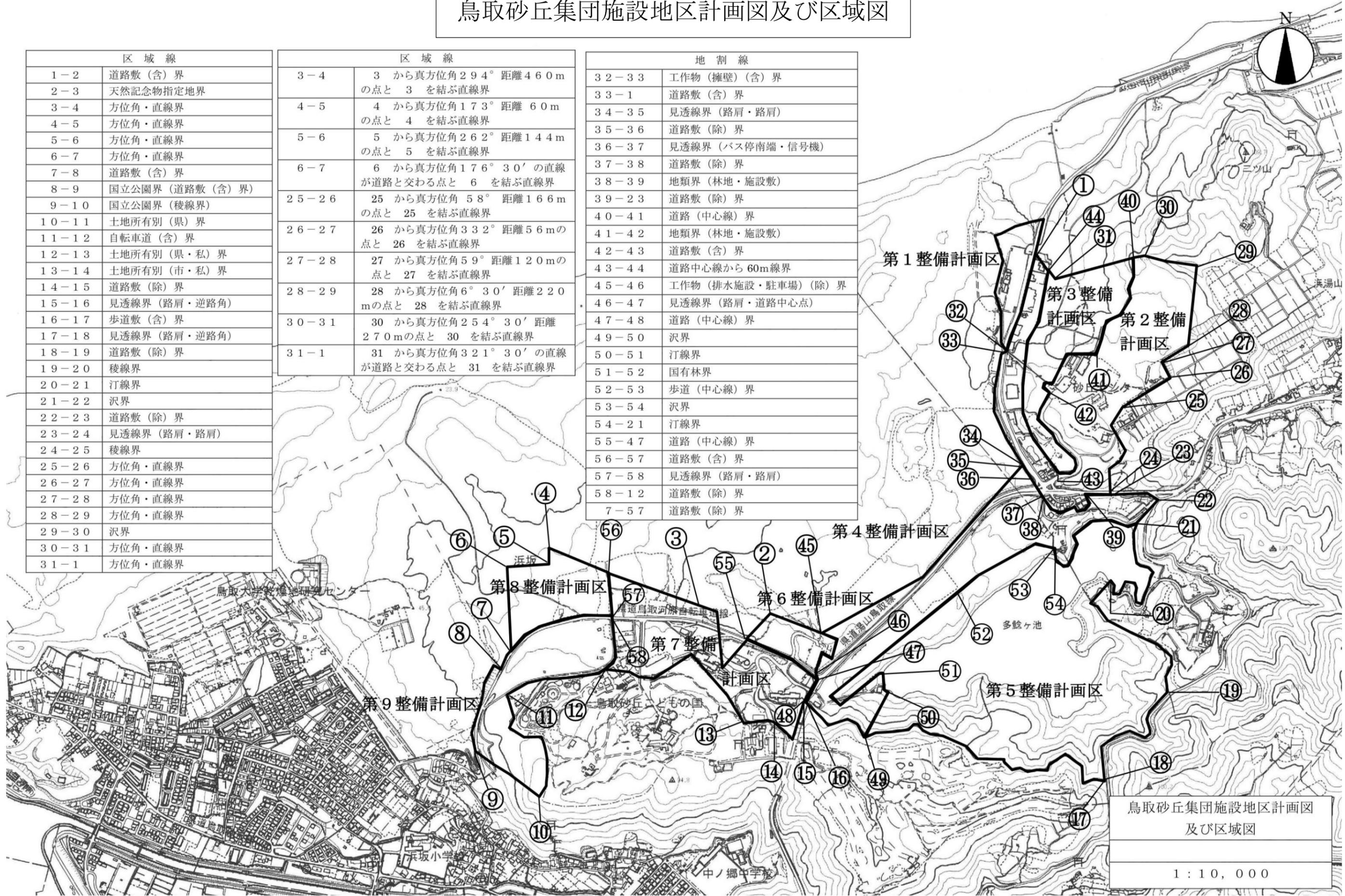


# 鳥取砂丘集団施設地区計画図及び区域図

区域線	
1-2	道路敷(含)界
2-3	天然記念物指定地界
3-4	方位角・直線界
4-5	方位角・直線界
5-6	方位角・直線界
6-7	方位角・直線界
7-8	道路敷(含)界
8-9	国立公園界(道路敷(含)界)
9-10	国立公園界(稜線界)
10-11	土地所有別(県)界
11-12	自転車道(含)界
12-13	土地所有別(県・私)界
13-14	土地所有別(市・私)界
14-15	道路敷(除)界
15-16	見透線界(路肩・逆路角)
16-17	歩道敷(含)界
17-18	見透線界(路肩・逆路角)
18-19	道路敷(除)界
19-20	稜線界
20-21	汀線界
21-22	沢界
22-23	道路敷(除)界
23-24	見透線界(路肩・路肩)
24-25	稜線界
25-26	方位角・直線界
26-27	方位角・直線界
27-28	方位角・直線界
28-29	方位角・直線界
29-30	沢界
30-31	方位角・直線界
31-1	方位角・直線界

区域線	
3-4	3 から真方位角294° 距離460mの点と 3 を結ぶ直線界
4-5	4 から真方位角173° 距離60mの点と 4 を結ぶ直線界
5-6	5 から真方位角262° 距離144mの点と 5 を結ぶ直線界
6-7	6 から真方位角176° 30' の直線が道路と交わる点と 6 を結ぶ直線界
25-26	25 から真方位角58° 距離166mの点と 25 を結ぶ直線界
26-27	26 から真方位角332° 距離56mの点と 26 を結ぶ直線界
27-28	27 から真方位角59° 距離120mの点と 27 を結ぶ直線界
28-29	28 から真方位角6° 30' 距離220mの点と 28 を結ぶ直線界
30-31	30 から真方位角254° 30' 距離270mの点と 30 を結ぶ直線界
31-1	31 から真方位角321° 30' の直線が道路と交わる点と 31 を結ぶ直線界

地割線	
32-33	工作物(擁壁)(含)界
33-1	道路敷(含)界
34-35	見透線界(路肩・路肩)
35-36	道路敷(除)界
36-37	見透線界(バス停南端・信号機)
37-38	道路敷(除)界
38-39	地類界(林地・施設敷)
39-23	道路敷(除)界
40-41	道路(中心線)界
41-42	地類界(林地・施設敷)
42-43	道路敷(含)界
43-44	道路中心線から60m線界
45-46	工作物(排水施設・駐車場)(除)界
46-47	見透線界(路肩・道路中心点)
47-48	道路(中心線)界
49-50	沢界
50-51	汀線界
51-52	国有林界
52-53	歩道(中心線)界
53-54	沢界
54-21	汀線界
55-47	道路(中心線)界
56-57	道路敷(含)界
57-58	見透線界(路肩・路肩)
58-12	道路敷(除)界
7-57	道路敷(除)界



鳥取砂丘集団施設地区計画図  
及び区域図

1 : 10, 000



## ○日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

平成 20 年 10 月 21 日  
鳥取県条例第 64 号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例をここに公布する。

## 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

## 目次

## 前文

## 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

## 第 2 章 保全と再生及び利用の増進(第 6 条—第 9 条)

## 第 3 章 砂丘利用者への規制等(第 10 条—第 13 条)

## 第 4 章 罰則(第 14 条)

## 附則

鳥取砂丘は、千代川及び日本海の浸食・堆積作用と季節風の吹寄せ力により形成された我が国最大級の海岸砂丘であり、スリバチ、風紋、砂れん等独特の地形や起伏に富んだ景観で知られ、ハマゴウなど固有の砂丘植物も自生する貴重な自然を有する地域である。

しかし、この独特な自然は、長らく鳥取砂丘に人の手が加わるのを妨げたのみならず、周辺に飛砂等の被害をもたらし、それに対抗するため、先人達は多大な労苦と工夫を積み重ねてきた。こうした努力の結果、飛砂防備保安林等が整備されて周辺の農業利用等が進み、本来の姿を留める地域が急速に狭まる中であっても、鳥取砂丘独特の風物は多くの人々を魅了し、様々な文人墨客が訪れ、文芸作品の舞台等にもなった。

そうした貴重な自然を保護し、人々の保健、休養等に資するべく、本来の姿が保たれている地域を中心に、昭和 30 年に国指定天然記念物、昭和 38 年に山陰海岸国立公園の区域に指定された。

しかるに、最近ではその区域内においても砂丘利用者のマナー低下等によりゴミのポイ捨てや砂丘斜面への落書きは後を絶たず、河川、港湾等の整備により砂の供給が減少するとともに、保安林整備等の影響で草原化が進むなど、従来手法による自然保護の限界を感じさせる事態も生じている。

これに対して、県民参加による鳥取砂丘の除草活動や清掃活動、千代川河口等のしゅんせつ砂を砂丘沖合に供給する事業など、鳥取砂丘の再生を目指す取組が活発化している。また、乾燥地農業の研究拠点が整備され、砂にまつわる文化的な催しも実施されるなど、地域特性を生かした新しい価値や情報の創出と発信の拠点ともなっている。

このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。このことは、世界ジオパークに認定されたことで、世界中に認められるところとなっている。

このような状況の中、鳥取砂丘の価値を後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。

これらが県民を始めとするすべての砂丘利用者が次世代に対して担う責務であるとの認識の下に、人々の協働により鳥取砂丘の保全と再生を推進し、適切な利用を増進することを通じて、その多面的価値の向上を図り、もって貴重な自然を守りつつ社会・経済を発展させてきた本県の象徴として、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(平 27 条例 15・一部改正)

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生及びその利用について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生及びその利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働によ

る総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

(平 27 条例 15・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取砂丘 独特の地形・地質、風致・景観、植生その他の自然環境(以下「固有環境」という。)を有するものとして別表に定める区域をいう。
- (2) 砂丘利用者 次に掲げる者をいう。
  - ア 鳥取砂丘を訪れ、これに立ち入る者
  - イ 鳥取砂丘において経済、文化等に関する活動を行う者
- (3) 保全と再生 固有環境が改変されるのを防止するとともに、それが損なわれた場合には、積極的に原状を回復することをいう。

(基本理念)

第 3 条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、砂丘利用者の行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、地域の健全な発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

2 鳥取砂丘の利用は、その固有環境に及ぼす影響を十分に把握した上で、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進が図られなければならない。

(平 27 条例 15・一部改正)

(県の責務)

第 4 条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関(以下「関係機関」という。)と連携して、砂丘利用者の協力の下に必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、外国人等にも理解しやすいように、言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。

(平 27 条例 15・一部改正)

(砂丘利用者の責務)

第 5 条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性を理解し、その保全と再生に自主的に取り組むとともに、県が実施する施策に積極的に協力し、鳥取砂丘の適切な利用に努め、いやしくも鳥取砂丘の固有環境を毀損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

(平 27 条例 15・一部改正)

第 2 章 保全と再生及び利用の増進

(平 27 条例 15・改称)

(砂丘利用者の意識啓発)

第 6 条 県は、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、鳥取砂丘の適切な利用を増進するため、学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、広報等による普及啓発その他の施策を関係機関と連携して実施するものとする。

(平 27 条例 15・一部改正)

(利用の増進)

第 6 条の 2 県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するため、次に掲げる施策を関係機関と連携して実施するものとする。

- (1) 鳥取砂丘の固有環境の有する価値を全国及び世界に向けて発信すること。
- (2) 生物、歴史等の解説、スポーツその他の催し等により、鳥取砂丘と触れ合う機会を創出すること。
- (3) 砂丘利用者に対するサービスの改善及び向上を図り、地域の魅力を高めること。

(平 27 条例 15・追加)

(自主取組の促進)

第7条 県は、鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者の自主的な取組を促進するため、取組の組織化に係る仲介又はあっせん、活動に関する関係機関との調整、次条の規定による調査研究の結果等を踏まえた技術的な指導又は助言その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(調査研究の実施)

第8条 県は、鳥取砂丘の固有環境とそれに影響を及ぼす気象、水理等の実態及び動向を的確に把握し、鳥取砂丘の保全と再生を科学的かつ効果的に推進するため、関係機関と協力して必要な調査研究を実施するものとする。

(保護工事等の推進)

第9条 県は、前条の調査研究の結果等を踏まえ、鳥取砂丘の保全と再生のため、工事その他の措置が必要と認められる場合には、関係機関との適切な役割分担の下に、その推進を図るものとする。

第3章 砂丘利用者への規制等

(禁止行為)

第10条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 文字、図形又は記号(それを内包できる最小の長方形又は円(複数の文字、図形又は記号が一体となって特定の内容を表示している場合にあっては、当該複数の文字、図形又は記号の全部を内包できるものとする。))の面積が10平方メートルを超えるものに限る。)を鳥取砂丘の地面に表示すること。
  - (2) 鳥取砂丘において、他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。
  - (3) 鳥取砂丘において、缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。
  - (4) 鳥取砂丘の地先海域において遊泳すること。
  - (5) 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為(同条第7項の規定による届出をする場合に限る。)及び同条第9項各号に掲げる行為
  - (2) 自然公園法第21条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為(同条第7項の規定による届出をする場合に限る。)及び同条第8項各号に掲げる行為
  - (3) 自然公園法第34条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為
  - (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けないでする行為
  - (5) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(平22条例1・平27条例15・一部改正)

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為(同条第2項各号に掲げる行為を除く。)をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 知事は、現に鳥取砂丘において公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年鳥取県条例第22号)第2条第1項又は第3条第1項の規定に違反する行為その他の犯罪行為をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該犯罪行為の中止を指示させることができる。

3 前2項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第13条の規定は、適用しない。

(平27条例15・一部改正)

(原状回復命令)

第12条 知事は、鳥取砂丘において第10条第1項第1号から第3号までに掲げる行為(同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「特定禁止行為」という。)をした者に対し、原状回復を命ずることができる。

(平27条例15・一部改正)

(雑則)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第14条 鳥取砂丘においてみだりに特定禁止行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

2 第11条第1項の規定による指示に違反して特定禁止行為の中止若しくは原状回復をしなかった者又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。

(平27条例15・一部改正)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第1号)

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成21年法律第47号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成22年4月1日)

附 則(平成27年条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

鳥取市浜坂字東浜1390番1の土地と同字1390番139の土地との境界線の北端の点を起点とし、起点から同境界線を南方に進み、同境界線と同字1390番1の土地と同字1390番227の土地との境界線との交点に至り、同交点から同境界線を南方に進み、同境界線と市道浜坂2号線の北側端線との交点に至り、同交点から同端線を東方に進み、同端線と県道湯山鳥取線の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北東に進み、同端線と県道鳥取砂丘細川線の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北方に進み、同端線と湯山簡易水道施設管理道の西側端線との交点に至り、同交点から同端線を北方に進み、同管理道の北西端の点に至り、同点と海岸線(海水面が最高水面に達した時の陸地と海水面との境界をいう。以下同じ。)を最短距離で結ぶ直線を北方に進み、同直線と海岸線との交点に至り、同交点から海岸線を西方に進み起点に至る線に囲まれた区域